

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位及び当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問事項が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、一般質問時間は答弁を含め60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長からお知らせをいたします。

よろしくをお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

11番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） 11番、山岸国夫です。

一般質問通告書に基づきまして、二つの点に質問いたします。

一つ目は、福祉商品券、福祉灯油の復活と制度化を求めることについてであります。要旨は、福祉商品券、福祉灯油は町民から大変喜ばれている制度であります。豪雪地帯の只見町において、お年寄りが温かく過ごすために町が手立てをとることは福祉施策として、また健康を維持していくうえでも大切な施設であると考えます。昨年度まで実施してきたものを中断することなく継続することについて町の考えを伺います。

二つ目。高齢者やりハビリを必要とする町民の湯ら里やむら湯の入湯料の無料化を求める

ことについてであります。要旨は、町民にとって温泉施設は健康管理や交流の場としても大切な施設であります。町民が健康を維持し、長生きできるように様々な福祉施策の一環として高齢者とリハビリを必要とする町民の湯ら里、むら湯の入湯料無料化を求めることについて町長の見解を伺いたいと思います。

以上について、答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） それでは、山岸議員にお答えいたします。

福祉商品券給付事業につきましては、当初、燃料が高騰した平成22年度に低所得者等世帯の負担軽減を図るために、福祉灯油緊急助成事業として一世帯5,000円の灯油代を給付する緊急事業として始まったものであります。その後、利用者の利便性を考慮し、汎用性の高い商品券給付に衣替えをして、継続実施してまいりました。また、消費税が5パーセントから8パーセントに改定された平成26年度からは税負担の軽減を図るため、一世帯10,000円に倍増し給付を行ってまいりました。今年度は、国が掲げる一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に対し、一人当たり3万円の給付がされる年金生活者等支援臨時給付金が設けられたことから、町独自の商品券給付事業は見送りすることをご理解をいただき、当初予算の議決をいただいたところであり、今後であります。先に給付済みの3万円のほか、消費税引き上げ緩和措置の臨時福祉給付として、一人3,000円が年内を目途に給付されることや、国の補正予算において未来への投資を実現する経済対策として一人1万5,000円の現金給付が今年度検討されております。これらを踏まえたうえで、次年度の国・県の当初予算の動向を注視しつつ、各分野における財源配分のバランスにも配慮して、低所得者等の方々が求めておられることに耳を傾けて、慎重に判断をしまっている所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、高齢者等の湯ら里、むら湯の入浴料の無料化についてであります。季の郷湯ら里の温泉については、泉質がナトリウム塩化物硫酸塩温泉であり、神経痛、筋肉痛、関節痛などに効くと言われております。また、湯ら里に隣接したむら湯は、湯量豊富な源泉かけ流しの入浴施設で、鉄分を多く含んだ赤褐色のお湯は、筋肉痛、神経痛、打ち身などの回復に効果があるとされており、高齢者のみならず町内外の多くの方々にご利用いただいております。今現在の高齢者の温泉等入浴支援としては、老人クラブ育成事業の温泉利用補助として

年2回の入浴補助を実施しているところであります。ご質問にありますように、無料化する場合においては無料化相当の金額を指定管理者に補てんする必要があるため、相当額の恒久的な財源確保ができなければ実施困難であることが課題であります。今後、具体的な実現可能性を模索するために、住民福祉の向上、高齢者の健康増進、医療費の抑制効果、制度上の公平性の担保、限りある財源の有効配分等、様々な角度から検討していく必要があると捉えております。いずれにしましても、高齢化が進む本町におきましては高齢者福祉の重要性が増してきておりますので、真に求められる福祉施策の在り方を総合的に判断してまいります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 私はこの福祉商品券。それから高齢者の湯ら里・むら湯。これの二つの高齢者福祉について提案をしておりますが、これは町民の切実な要望として、この間、福祉灯油についていけば、暑い夏の盛りでさえ、この冬、あったかい、生活頼むよと、灯油頼むよと、そういう方が大勢おられます。そういう声には私は町会議員に出て、町民の要望に応じていくことを、このことをまず述べさせていただきたいと思います。

そして、これらの只見町に住んでおられる高齢者どなたも、長生きで、健康で、生き続けたい。長く只見に住み続けていきたい。こういう想いが強いと思います。言うまでもなく、80代以上の人は第二次世界大戦、あの戦争を体験してきた人であります。そして戦後は、食糧難の大変な時期に子育ても行って、そして頑張って生活をしてこられました。同時に、首都圏の戦後の復興、そして日本経済の太平洋ベルト地帯の振興など、多くの方が只見からも首都圏に出ておりますし、また冬場は出稼ぎ労働者としても多くの方が行っておられました。そしてまた、こういう人達を支えてきたのも只見町に残っている人々であります。大きく言えば、日本経済の発展に寄与されてきた方々、こういう方に温かい手を差し伸べて、そして只見に住んで良かった。老後、安心できる生活をと、こういう手を今、行政がすること。これが求められているんじゃないかと思います。町民の声、ささやかであります。それは切実な声として町当局が真剣に考えるべきじゃないかということをお願いしておきたいと思っております。

細かなことについて、若干お聞きしますが、先ほどの福祉灯油、福祉商品券の答弁の中で、年金生活者等支援臨時給付金。これと、それから臨時福祉交付金など、消費税引き上げによる影響緩和のために、所得の少ない方に制度的対応を行うまでの間の暫定的、臨時的な措置

だというふうに国は規定をしておりますけれども、これらの国の基準と、それから、まず基準についてですね、年金生活者等のところでいけば、28年3月の、これは補正予算の第4号では2,610万。これを3万円で割れば870人になります。それから臨時福祉交付金は26年4月、これ消費税引き上げで、28年10月から29年3月まで、28年度中に一人につき3,000円支給。それから27年度決算の中でも、国の臨時福祉給付金。これは946人。総計で予算額としては567万6,000円というふうに、それぞれ支給の年齢、それから支給金額ありますけれども、この基準、住民税非課税世帯、国の給付基準でいくと、これはインターネットで見ますと、東京を例にしてはいますけれども、その場合、年金のみの収入の場合、単身で155万円。夫婦で221万円以下の方が給付対象になってます。只見町の場合も、この年金収入の場合に、この金額でよろしいのかどうか。それと、福祉商品券についていけば、昨年度の予算の中では約450人ぐらいだと。一人1万ですから、約450万ちょっと、でありますので、この国の臨時給付金や年金生活者等支援臨時給付金。これらの人数と大幅な人数の差がございます。それで、只見町の福祉商品券の、これ条例じゃなく、私は要綱で支給をしていたと思うんですが、その基準ですね。年齢。それからどういう基準で支給をしていたのか。これをまずはお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、町の臨時福祉給付金についての基準ということで、国ではないですよ。

○11番（山岸国夫君） 町の基準。町の臨時給付金じゃなくて、町の福祉商品券支給の、去年まで支給されてましたよね。一人1万円。これの基準。これは条例なのか。要綱で定めてあるのか。その中身をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 町の制度でございます福祉商品券の給付事業でございますけれども、これの根拠につきましては、補助要綱による予算補助というものになっております。その支給対象でございますけれども、9月1日現在、町内に居住をされております住民税の非課税世帯で、次の条件に該当をされる方ということでございまして、いくつかあります。まず満65歳以上のみの世帯の方。それから身体障がい者1級・2級、または3級。障がい部位に限りがありますが、の者が属する世帯。療育手帳の交付を受けている者が属する世帯。精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の者が属する世帯。ひとり親家庭及びその属する世帯。

要介護3から5に該当する者の属する世帯。最後に生活保護を受けている世帯。これが支給要件となってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸君。

○11番（山岸国夫君） 今、補助要綱ということで説明を受けましたが、そうしますと、国の臨時給付金は、たぶん生活保護を受けてる方は対象外だったと思うんですが、今の説明を聞いていて、同じその国の臨時福祉給付金。それから町の福祉商品券。同じ65歳以上の人を対象になってます。国も65歳以上。町も65歳以上。この同じ65歳以上で、何故この人数の差が出てくるのか。国は大体予算額から、27年度決算の、決算書の中身でいけば946人になります。町は大体4百5・60人。27年度ですね。なってます。この500人近い差はどこから出てくるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 細かい人数、500人程度かどうかは、ちょっと、確認をさせていただかないとわからないところもありますが、国の制度でありますけども、年金生活者等支援臨時福祉給付金。これあの、一人1万円というものでございますけども、これにつきましては二つございます。いわゆる高齢者向けの給付金。平成27年度の臨時福祉給付金。いわゆる簡素な給付措置の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者の中で住民税において課税されていない方。ただ、住民税において課税者の扶養親族になっている方は除くというのがひとつあります。それからもう一つ。障害遺族年金受給者向け給付金。こちら一人3万円と。こちらは平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している者。それから高齢者給付金を受給した者を除くといったようなことで、二種類ございますので、そういったことも原因の一つではなかろうかと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸君。

○11番（山岸国夫君） 先ほど発言しました福祉商品券。27年度の決算では、452件、452万円。これが決算書に載っている人数と金額でありました。これ、長々やるつもりはありませんけれども、今聞いている対象者の範囲の中では、もっと対象が拡大されてもいいのかなという感じを受けたものですから、その中身をお聞きしました。

それで、今年の3月の補正予算の特別委員会の中で、扶助的な給付がなくなれば復活する考え方だという町長の答弁がありましたけれども、私は国の補助金があったとしても、年金

が低く、そして8年前の後期高齢者医療制度、そして介護保険料など、年金から直接天引きされる。これは国の法律によって人の懐に手を入れてお金を取っていく。こういうやり方は到底、許せません。これが進めば、自由に自分の裁量でやりくりして使えるお金がお年寄りはなくなっていく。これは大変なことでもございます。そういう意味でも私は国の補助金が、補助制度があったとしても、消費税のアップ、年金の目減りなど、大変な思いで生活している方に町が制度として確立して支給できるように、要綱じゃなくて制度として条例を決めて支給する。このことを求めたいと思います。ちなみに、一つは財源の問題で、いろいろこう、町当局も述べられておりますけれども、平成19年から去年までの決算でみますと、財政調整基金でいけば4億4,000万から12億5,000万円。約8億円増額しております。減債基金についても3億円から6億9,000万。これも約3億9,000万円増額。多い物だけで見ましても、地域産業振興等企業誘致基金。これ4,700万から27億4,000万。22億7,000万、基金増えてます。約30ほどの基金があつて、そしてこの間、なくなった、廃止された基金。それから途中で開始された基金などありますけれども、奨学資金基金。これを除いて、約、平成19年度は30億5,000万円でした。これが27年度決算の中では62億、約5,000万円に、約32億円ほど基金が増えております。これだけのお金を基金として積むのであれば、わずか450万、もっと対象人数を条例でもって増やしても1,000万円もかからない金額であります。それと同時に、只見町の豪雪地帯の中で、町長も含めた職員の皆さん、只見町給与及び旅費に関する条例に基づいて、これは国家公務員の寒冷地手当基準、4級地と同額の手当が支給されております。私はこの手当については、豪雪地帯で働く職員の皆さんにとって当然の手当だと思っております。以前は、平成の一桁代、この時代は北海道と同じ只見町の1級地にあたっていました。それが度重なる国の制度改訳によって、平成26年度、北海道の北部のほうは1級地、南部が2級地、そして只見が一番ランクの低い4級地ということになって、この手当額も、皆さんの手当額も低くなっているというのが実態であります。このことについては、国の中でも共産党、反対してきておりますけれども、本題に戻りますけれども、町長もこの町の基準に基づいて寒冷地手当月額1万200円。5ヶ月で5万1,000円。これだけ給料の他に支給されているわけであります。町民に寒い豪雪地帯の中で、生活者に温かい手を差し伸べることできないのかどうか。こういう一人暮らしで、本当に、石油ストーブも焚かずに、着物をいっぱい着込んで、そして炬燵で暖をとってる人や、自分の石油ファンストーブ、それから熱風を炬燵

の中に入れて、食べ物や、そして自分の身のまわりに一日の生活用品、炬燵の上に全て、そしてまわりに並べて、布団も、どうなるかわかんないからといって、すぐ炬燵の脇に布団を敷いて、一間で生活している方など、大変な町民の方いらっしゃいます。是非こういうところは直接見て、そして肌で感じて、この町政に活かすこと。そういうことをしていただきたいというふうには私は思いますが、再度、この福祉灯油について、町の、国の臨時的な給付金があったとしても、この12月から復活する、そういう考えはないのかどうか、検討を、回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 具に議員が、それぞれの高齢者の方々の生活の実態を見られてのご意見ということで伺っておりました。当初、平成22年ですから、私が町長になってから、ちょうどこの年、本当に燃料が高騰しまして、臨時的に臨時緊急助成ということで、福祉灯油ということで創設したわけですけれども、その後、燃料の高騰もおさまった時点で、尚且つ、この福祉灯油券を継続するか・しないかといったようなことも検討した記憶がございます。そういった経過も踏まえても、やはりこれは継続すべきだということの認識で、燃料の価格が落ち着いても引き続き事業として取り組み、且つ又、消費税の値上げの時には、消費税率アップの時には倍額にしながら、且つ汎用性ということで、汎用性を広げるということで、福祉灯油券という名前から広範な福祉商品券という形に衣替えをしたことは先ほど申し上げたとおりでございます。そういったあの、今、縷々、高齢化社会、または一人暮らしであったり、いろんな方の生活を見るにつけ、こういったことを町独自の、恒久的な制度化できないかというお話だろうと思います。先ほど申し上げました今年度につきましては、国のそういった支給等々を踏まえましての代替措置としてそちらに代替したという経過はございますが、当然、議員がおっしゃるような形での高齢者の方々の生活実態、冬期間の、雪の降る中でのものに対して、やはり温かい冬を過ごしていただきたいという気持ちは議員と全く同じでございます。そういう意味で、今年度の対象としてはこういった形でしております。今、12月から、今年度中に改めて、これを踏まえたうえでも尚且つ、福祉商品券として復活といたしますか、できないかというお話でございますが、この、国のこういった動きがあるにもかかわらずという、町独自のことが制度化されるべきだということにつきましては、まず財源措置としては今回の国のこの制度の中での対応でということとは当初予算の中で申し上げたとおり、今後の動向を見ながらですね、やはりきちんと位置付けてしていく、制度化してい

くということの、町の制度として福祉商品券の制度化をどうするかということは、先ほど申し上げた形の動向を十分見ながら、且つ又、いろんな税の恒久的措置をするわけですから、十分検討することが必要かなというふうに思っております。議員がおっしゃったような、ひとつ、高齢者に対する温かい手を伸べるということにつきましては、これはもう、当然、その姿勢や目線というものは大事だろうというふうに思っておりますので、そういったあの、実態も、我々もまた、改めて確認しながらですね、こういった対応をどうするかということは、十分に考慮していかなきゃいけないというふうに思っております。当面、今年度から、条例化、制度化するかどうかは、今この場で申し上げることはできませんけれども、この課題ということを、今議員がおっしゃったようなことは踏まえて、これをひとつの検討課題として受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 福祉商品券については、再度、実現できるように努力をしていただきたいということを申し上げまして、次の二つ目の、高齢者等の湯ら里・むら湯の入湯料の無料化について答弁求めたいと思います。むら湯に特に町の人達は入浴しているのが多いと思われませんが、特に冬場の健康管理にとっても、脳こうそく、それから心筋梗塞など、暖かいところと寒いところ、寒暖の差によって危険になる場合もございますし、そういう意味では、この健康管理と同時に、むら湯に行って、そして知り合いと懇談もする。一人暮らしの方では、例えば免許証を返納して、活動範囲が当然狭くなりますから、そうした場合にゆきんこタクシーで往復して湯ら里に行く。1週間のうち、ゆきんこタクシー、2日休みですから5日間通うという方もいらっしゃいます。そうすると大体、ご飯も食べて行くとなると、大体2,000円ぐらいかけて行っていると思われそうですが、そういう意味で、またあの、談話室の中でも知り合いと懇談している。私はこれは、ただ単に個人が温泉が好きで行くというよりも、高齢者の福祉対策として町として考えたらどうかなということで、今回の提案もしているわけです。これは様々な、老人クラブですと、これ年2回ですから、限界があります。そして、健康で長生きする、認知症にもかからないようにしていく。これはやはり、多くの人と接することも大事でありますので、そういう総合的な福祉政策の中にきちっとこの入浴療法というの、ただ体を温めるだけじゃなくて、人との接触の機会の中にもありますので、そういう側面からも、全面的に、この入湯料を300円、入湯税と入浴料合わせて300円、町民入浴料300円ですけども、これを無料にしていくというのが、なかなか

か課題として大変であるならば、例えば11月から3月までの冬期間、暫定的に回避する。そして無料化を目指して入湯税150円を除く負担、入湯税だけ負担していただく。150円。こういうのも早急に開始して、そして無料化に向けた取り組みに進めるとか、そういう手立てが取れないものかどうか。そこも私は是非あの、検討、最初から全額無料が一番良いわけですがけれども、当面その冬場の健康管理が町民にとっては大変なわけですから、そのところも様々な角度から考えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まずあの、お風呂に入ってあったまるだけでなく、外出の機会を設ける。そして人と会って話をする。本当にあの、おっしゃるとおりあの、介護予防、健康づくりには非常に大事なことだということで、町のほうとしましても、今年度からその、もっと身近なところで人と触れ合い、そして一緒にお話をしたり、閉じこもりがちな時期にその外出の機会を設けるということで、地域づくりサロン事業といったようなものを始めておりまして、すでに5団体ほど活動していただいております。こういったものをどんどん拡大をしていきたいというようなことで、その山岸議員がおっしゃられたような冬場の外出の機会を増やしていくといったようなことにも取り組まさせていただいているところでございます。

温泉の無料化というところでありますけれども、財源的なところがネックかなというところは正直ございます。ざっと試算をしますと、お一人、月2回という利用をされた場合で1,500万程度かかるのかなと。もっと使われる方が、月2回ではなく、ほぼ毎日、今行ってらっしゃる方もおりますので、これでは収まらないだろうというのが若干、懸念材料ではあるかなと思っております。ちなみにですね、湯ら里の利用料金の日帰りの入湯利用料。これは設置条例によりますと、大人一回1,000円と規定されております。それを指定管理者のほうの意向。それを町が認めると、そういう手続きをとりまして、町外者の方は湯ら里の場合は700円。それから町民の方は300円ということで、3分の1程度にすでにディスカウントはしていると、そういう状況もございます。同じくむら湯につきましても、条例上は一回1,000円。それを同様の考え方によりまして町民の方については300円というような形で低減を図って、なんとかそのご利用をいただけるような取り組みを行っていただいているところでございます。さらなる無料化という部分につきましては、自分で行ける方と、なかなか行きたいけど行けない。そういう方もいらっしゃると思いますので、単に無料にす

るというよりは、全体の制度設計、そういったものも考えていく必要があるというふうに考えておりますので、そこら辺を総合的に、うまく制度としてまわっていくようなものを検討する必要があるのかなということの研究はさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今、課長のほうから答弁のあった、一人につき2回で1,500万。これの根拠はもう少し詳しく知りたいんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今、只見町、高齢化率44.8パーセントぐらいですかね。そうしますと、人口全体で、高齢者のみで、大体2,000人程度おられます。山岸議員が書かれておりますように、それ以外のリハビリと、これの基準の設定難しいんですけど、それ以外の方も含めた人数を仮にのっけますと大体2,000人程度かなと。その24回掛ける300円というようなことでざっくりを試算をしたものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） たしかに、この答弁書の中でも老人クラブの育成で年2回。それから地域づくりサロンなど増えてきていると言いますが、地域づくりサロンでいけば、たぶん月1回程度だと思うんですね。例えば一人暮らしの人が、他人と接して認知症や、そして、その健康を維持していく。そしてまた隣近所でもお互いに見守りもする。そういう関係の中ではやはりもっと出て歩く環境を町が整えていく必要があると思います。先ほど湯ら里の設置条例のこと、課長述べられておりますけれども、これは湯ら里の条例で規定する中身じゃなくて、町の福祉政策として私はこれを無料化して制度をつくってほしいということを提案しているんです。これは条例と関係ないと思います。そういう意味では、これについては、さらにあの、先ほどの福祉商品券のこととも関連しますけれども、例えば対象者に年間何回あたりとクーポン券を配るとか、様々な形でやって、どのぐらいの予算規模になっていくかというのもみて、まずは開始すると。そこから広げていくというやり方もあると思うんですね。様々な。最初からこれは全部無料が町の施策として、それは高齢者にこのパスを渡すのか、クーポン券を渡すのか、様々なやり方はあると思います。しかし問題は、開始するかどうか。ここに卡かっていますので、是非、実現に向けた検討をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今あの、山岸議員の考え方、捉え方は大切だなというふうに思います。

それで、お金の話、それなり、今の課題等々は課長のほうから申し上げたとおりですが、やっぱりあの、当然、健康づくり、寿命が延びておりますから、健康寿命をどうつくっていくかというのが、今本当にあの、高齢化社会の中で大切なことでもあります。そういったことを見据えた中でのサロンづくりといったようなことも、開所をさらに拡大していくという計画で今進んでおりますけれども、やっぱりあの、温泉、お湯というのは、魅力のある、非常に心も体もあつまる場所で、そこでやはり、リハビリも含めながら健康というものを考える、取り組んでいくということが、これはあの、いろいろ、介護も、医療費のことも含めてですけども、やっぱ、同じあの、歳をとられて、自分の健康管理するにしても、やっぱり楽しさと、なんていうのかな、リラックスといいますか、そういった状況をつくり出していくということは非常に大事だろうと思います。結果、今あの、1回いくらで、何人が、年やるといくらからいのお金という想定もありますが、一方こういった中での長寿命化の流れの中で、健康対策、健康づくりというものを、温泉なりお風呂というものを活用することによって、健康寿命が長くなることによって、医療費の削減及び介護費等の負担の軽減等々にも繋がるということ考えた時に、この、こういった今、議員がおっしゃったようなことを制度化していった時に、それはあの、あまりお金だけの比較されたならば、はたして、ひょっとすれば民生費のほうが一と下がって、結構それはあの、バランスが良くなるか。または逆に良い形でのバランスということになっていくかもしれません。今、提案の無料化ということですが、今でもお年寄り、運転できる方、それぞれ、夕方、もう毎日毎日お風呂に通っておられる方もおるでしょうし、どういう形の中で、無料化しただけで、今、議員がおっしゃるような目的が達せられるかどうか。特にまたあの、一人暮らしであったり、車の運転ができない方であったり、または閉じこもりがちな方等々に対しても、どういう手立てをしたならば、その、今おっしゃったような形の効果というものを引き出せるかといった視点からやはり、考えることが必要なんだろうなというふうに思います。ですから、とりあえず始めることが必要だというご提言ではございますが、無料化、無料化と同時にそれがどういう形の中で、それを活用して、今おっしゃって、今、私が申し上げたようなことも含めての目的達成に繋がっていくのかということを考える、考えなきゃいけないのかなというふうに思っていますので、それぞれそういう視点から、ただお金の問題だけじゃなくて、そういう視点から、やはり考えていかなきゃいけない大切な課題だというふうに私は認識しておりますので、それが実現できる手立てとといいますか、そういった方法、手法、無料化しただけではなかなか、

勿論今、十分に、通っておられる方は入浴料がかからなくなるわけですから、喜ばれることはもう間違いありませんけれども、今の趣旨に沿った形での機能というか、効果というものを表すための枠組みといたしますか、制度といたしますか、手立てというものをどうするかということは、やはり考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに今受け止めさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 町長も、手立てを考えていくという答弁でしたので、是非あの、何年もかかるんじゃないかと、よくあの、スピーディー、スピーディーという言葉が言われておりますけれども、今現在住んでいる町民の方が、本当に安心して、住み続けていける只見町をつくっていく。このことは一つ一つの様々な政策を積み重ねて、そして町民が、住んでいて良かったなと実感できること。これに向けては取り組みが必要だと思っております。先ほど言いました福祉商品券についても、実際受け取っていた町民の方にとってみれば、また今年もらえるのかなと。広報をよく見ていけば、今年はなくなったんだなという感じの方もいらっしゃると思いますが、多くの方は私にご存知ないんじゃないかと。何故今年は国からの給付金はきて、そして町からの福祉商品券はこないんだと疑問に思う方も私は出ると思っております。この二つの問題について質問いたしましたが、これは早急にそれぞれ制度化し、実現することを提案して私の質問等を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、11番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

続いて、8番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

8番、目黒道人君。

〔8番 目黒道人君 登壇〕

○8番（目黒道人君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問始めさせていただきます。

まず第1番。役場本庁舎の暫定移転について。8月12日に発行された只見町庁舎建設だよりの中に、補正予算案が否決されたため改修設計にとりかかることができなくなりましたと記載された経緯について伺いたいと思います。

二つ目としまして、町長の2期8年の成果とは。まもなく任期を終える町長に、在任中における観光・経済分野での成果を伺う。

以上、一般質問したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） それでは、お答えします。

役場本庁舎の暫定移転であります。去る4月27日に只見町議会議長から、危険な役場庁舎の使用を直ちに停止し、使用可能な公共施設への移転による町民並びに職員等の安全確保についての申し入れがあり、町は6月13日付で緊急避難的暫定移転と同時進行で庁舎建設に取り組んでまいりたい旨を回答いたしました。その後、庁内で検討しながら、6月29日、7月15日の議会全員協議会で説明し、8月1日に開催されました議会8月会議において、暫定移転のための改修等に係る経費を含む一般会計補正予算を提案いたしました。議案審議の結果、この補正予算案は否決となりましたので、これをお知らせするための記載でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

町長の2期8年の成果ということですが、昨日の大塚議員の一般質問にもお答えしたところであります。観光・経済分野についてのご説明をさせていただきます。私の観光での取り組みは、何と言っても自然首都・只見のポテンシャルの高い自然資源に磨きをかけ、それを活かした観光と経済の振興であります。まず、平成21年に只見町ブナセンターをオープン、平成26年には念願であるユネスコエコパークの登録を実現し、国内はもとより国外にも広く、自然首都・只見の認知度を高めることができたものと考えております。また、長年にわたり観光客の受入れを担ってきた只見保養センター、田子倉レイクビュー、只見沢無料休憩所などの観光施設をリニューアルし、受入れ体制の充実を図ってまいりました。あわせて、本町の高齢化と人口減少の続く中、民間の活力を維持発展させることも大きな課題であり、只見町総合戦略のもと、新たな制度としてスタートした宿泊飲食事業者持続化創業支援事業は観光商業の活力向上に貢献できるものとして進めております。経済分野では町内誘致企業の育成に努めてまいりました。本町独自の支援制度を活用し、平成24年、朝日地区に光学精密部品加工企業が起業し、新たな雇用が生まれました。また、明和地区に立地し、世界に誇る製造技術を持つ鋳造会社は、その技術が国内外に認められ業務拡張により新工場を建設し、新たな雇用を創出するなど、起業化と誘致企業の育成に成果をあげてきたところであります。今後も地域雇用の重要な場として、地方創生の大きな軸として、支援を継続し地域経済の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

それでは1番目の役場庁舎建設の件に関してなんですが、まずこの8月の12日に発行されました庁舎建設だよりの中の一文なんですが、この件、ちょっとお伺いする前に、まずその、この補正予算案の含まれた議案第65号の中身について、一度ちょっとまとめ、整理をしたいと思います。議案第65号の中身には、この庁舎改修設計等委託料、それから駅前のチャレンジショップの予算。それから河井継之助記念館物件移転の予算。それから田子倉レイクビューの補助金。防災無線パンザマストの工事。それから明和小学校の体育館の改修。計六つの予算案が一つの議案にまとめられて提出されておりました。それでなんですが、ちょっと、その中身のところをちょっと、質問したいところがございますので、ちょっとお答えいただきたいと思います。

まずあの、総合政策課長になんですが、駅前のチャレンジショップ。これ、今回の議案の中に盛り込まれております、ごめんなさい、駅前チャレンジショップというのは、いわばこれ通称でして、仮設店舗を建ててですね、という予算なんですが、これ、今回の議案に盛り込まれた、このタイミング的に、この緊急性についてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 常任委員会でも説明をさせていただきました。改めてご質問でありますので申し上げますけども、中心市街地活性化事業に取り組んでおまして、昨年までは商工会並びに町も入ってますけど、振興局はじめ多くの方々、JRも入ってますが、そういった協議会等を通じて報告書が作られて、それで町長のほうに商工会長のほうから、こういうふうに概要をまとめましたという報告書の提案がありました。それであの、商工振興ですと、通常は町役場の場合は観光商工課が窓口です。ですから去年までは観光商工課が主に中心になってやってきたと。ただその内容を見た時に、景観であるとか、JRの活用とか、様々な内容が盛り込んであるので、それは総合政策課のほうで、町役場のほうは総合政策課のほうで窓口になって進めてほしいということで4月に町長のほうから言われて、その所管窓口が総合政策課のほうに移りました。中心市街地活性化事業については、様々、ハード面のことはあります。例えば道の駅とか、JR只見駅の複合化とか、ありますけども、より大事なのはソフト面、担ってもらう人をどういうふう to 確保するか、育成するかというこ

とが大事。ですから、建物は予算確保と併せて将来的に可能ですが、今からそういった後継者を担う人、チャレンジショップに挑戦してもらう人とか、そういった場をつくらなければいけないということで、本格的な建物はまたその後のことになりますけど、いずれ駅前を中心市街地活性化事業ですから、その事業者の方からもそういったご提案ありましたので、そこを仮設店舗として、チャレンジショップとして使えるようなことで、応募していただけるようなものを用意したいということで、予算をお願いしたという経緯でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ごめんなさい。もう一度の質問になってしまいますが、この8月1日に審議されなければいけなかった緊急性。このタイミングで何故だったのか。もしくは9月や10月の会議に提案では間に合わないものであったのか。お答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 一番最初は事業者の方が、雪まつりの時にという話も過去にはあったと思います。ですが、雪まつり会場の設計がすでにできてましたので、そこにあっては邪魔になるという言い方失礼ですけど、なかなか不都合をきたすということで、一番最初の話の時には雪まつりの会場に不都合をきたすのでということで1回目お断りをしました。それは事業者さんが自らやりたいという話です。町としては4月以降、総合政策課に中心市街地活性化事業移って、当然、雪まつりのことも含めて、もっと言えば雪まつりの時も使えるような仮設店舗であれば逆に良いんだということで、雪まつりの設計をしていただく方とか、そういった関係者の人にも現地見てもらいました。そのうえで、仮設店舗をつくって、冬も閉じるんじゃなくて、雪まつりの時も使えるようなものをつくりたいということで、お盆とか、秋の紅葉シーズンとか、そういった時期、雪まつりも含めて、控えていますので、少しでも早いタイミングのほうが良いだろうということで、8月1日に議会があるということでしたから、その辺を委員会に説明したうえで提案したということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） わかりました。雪まつりに向けて逆算されて、この8月のタイミングだったということを理解いたしました。

それではですね、この話、今、お話にもちょっと出ていたと思うんですが、酒井製材所から、ちょっとあの、仮設の建物をですね、提供したいという話があったということを知っていただけますけれども、この提案に何故乗らなかったのか。その点をちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） その提案は、去年あったということです。それはあの、自らあの、やりたいということの提案があったんですけども、それはあの、さっき申し上げました町有地でありますし、雪まつりの会場にも影響があるということがわかる時期でしたからお断りしたということでございます。今回は同じ業者さんが関係してはいますが、その話は終わって、次の話に今回至ったわけです。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） わかりました。せっかくあったお話ですから、多少の調整によってですね、もしその話が、町と、それから酒井製材所のほうとで、協議の上で設計プランニングができたのではないかと。もしそれがあれば、今回、この予算にも、建物の購入費としてあげられておりますが、そういった部分での費用がもう少し減額できたのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 一番最初の話は、直接、その事業者さんが自ら土地を貸してもらえれば、そこに自分達がつくって、自分達がやりたいと。簡単に言えばそういう話だったというふうに記憶してます。今回、町としては中心市街地活性化事業をやっていくにあたっては、最初から特定の事業者ありきじゃなくて、そういった施設を町が用意して、やりたい方に手を挙げていただくというやり方にしましたので、最初からその事業者さんに、良いですよということになってくると、そこにも優先権を与えてしまうことになりまして、だったら私もやりたかったということも出てきますから、町がしっかりお金を出して、取得して、そのうえでやりたい人という、その後、審査をして、やっていただく方を選抜するといえますか、選ぶといえますか、そういった形のほうが進め方としては好ましいという判断として、今回、購入費として予算を提案したということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） すみません。ちょっと、私が伺ってた酒井製材所さんからの話では、建物は提供するので、やりたい人にやってもらえるように町でアレンジしてほしいという趣旨で伺っておりましたので、ちょっとその点では食い違いがあったのかなと思っております。それではちょっと、チャレンジショップの件は理解いたしました。

それで、今回、この件というのは、町、それから町長の発案権、議案の発案権にかかる分

ですので、僕もなかなか慎重だなと思ってちょっと勉強してまいりました。それであの、この庁舎建設だよりにあります文言ですね。この補正予算案が否決されたため、改修設計に取り掛かることができなくなりましたとありますが、これはですね、非常に誤解を生んでいると感じております。これ読まれた町民の中には、議会がですね、暫定移転を議決しておきながら、この予算を認めないとはどういうことかと、単純な疑問を持たれている方は多いんじゃないかと思えますし、実際そういった声を耳にもしております。それで、この議案なんです、暫定移転に関して、これはもう全員一致で議会では議決された内容です。正直、誰も反対していないわけです。ですが、この予算はもう、間違いなくとれる予算じゃないかなと私は思っております。なのに、ほかの予算と一緒に議案化されてしまったがために否決してしまったというのが本当のところなんじゃないでしょうか。それについて、この文言についてですけれども、この文言だと、計六つあった予算案の中の一つは庁舎改修設計等委託料でした。ほかの五つに関しては一切触れられていないんですが、その点について回答をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 庁舎建設だよりですから、その点だけ載せたということです。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうであるならば、予算審議も、庁舎移転、庁舎改修設計等委託料についてのみ、議案化されるべきだったのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 予算編成の担当でありますので、その辺、お答えさせていただきます。

その前に、さっきの、終わったということですが、駅前の仮設店舗のことについては、最初はその、事業者さんがそういう提供の話あったと。ですがそれは、終わって、その話とは別に、町がちゃんと正規に取得して、それでそういう機会を設けようということですから、たぶん、その話がくっついてんのかなと思ったんで、そこはさっき、切れましてということとでさっきご理解いただいたということ。

それから、今の話は予算編成をさせていただいて、査定したうえで、最終的に町長が決定して、議会のほうに提案させてもらうということで、こういったことは私が言うのも恥ずかしいんですが、過去にもありまして、あまりあっては良くないんですけども、そういった場

合、議会でどういう対応をされていたかというのと、一部修正議決というのがありまして、例えば五つ出したんだけど、四つは可決、一つだけ修正しなさいって、議会のほうでは修正する権限もっていらっしやいますから。ですから、であれば修正なさる方法もあったんではないかなということ、提案する側としてはそんなことはあってほしくないんですけど、本来。そういった方法で過去にやられたことはございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

私自身あの、本当、お恥ずかしい話ですが、新人議員として、こういった予算審議に関するルールといたしますか、ちょっと勉強不足なところがあつたところは否めないかなとは思っておりますが、ただ、今のお話にもありましたように、その修正されるようなことがあつては、本来いけないのかなと思つてます。それで、やはりこれだけ大事な予算です。ですからこれは、もうとれるものであれば、もう是非とつていただきたいと考えます。もう、なんていうんでしょう、ラッキー議案にできるんじゃないかと。これ、もう、とれるわけですから。もうみんな、全会一致で、移転すべきと言つてるわけですから。それであの、それであればですね、例えば我々は通年議会という議会ですから、いつでも議会が開かれることになってますし、この議案を、予算審議の日程を分けてですね、議案で一本化するということではできなかったんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 予算の関係でありますので、引き続きお答えいたしますが、議案というのはその時期に必要なだと町長が思うものを議会のほうに説明申し上げて、勿論、全部可決いただきたいという想いはまったくそのとおりでございます。そしてあの、可決していただけるように委員会とか、いろんな機会、全員協議会とか、機会をとらえてご理解を得るべく説明をしておるつもりですが、過去にも残念ながら、その辺の説明不足といたしますか、理解が届かなくて、結果として、ご理解いただけるものというものが残念ながらご理解いただけなくて、そのようになったことはございます。それは我々の努力不足の部分は多々あるかと思つています。ですがあの、今回につきましても、そういった今、目黒議員おっしゃる趣旨わかりますけど、私が言うのも本当、甚だ僭越であつたり、不見識かもしれませんが、そういったお考えだつたとするならば、庁舎の改修の予算は可決、お認めいただいて、それ以外のところを修正される議決の道もあつたんじゃないのかなと、ちょっと出過ぎたことで

すが、そのように率直に感じるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） たしかにそういう方法もあるとは思いますが、そこまで見通せるのであれば、やはりこれは一本の議案で出していただきたいなというところではあります。ただこれは、あまり、そのことばかり言っても仕方がないのかなとは思いますが、なんかこう、ごめんなさい、穿った見方といいますか、意図的なものといいますか、これはもう、落とすつもりで提案されたのかなというふうには考えなくもありません。こういう出され方をされてしまいますと。その点はいかがでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 私、予算の編成担当者として、やっぱり今の言葉を、やっぱり黙ってお聞きすることはできません。最終的には町長の責任において提案しておりますけど、そんな意図はまったくございませんし、そんなことがあってはいけないことだと思います。ですから、委員会にも説明して、それ以外の議案につきましても全てご理解いただけるものと、ご理解いただきたいという想いで提案してますから、少なくとも私は予算を編成する責任者として今の言葉を黙って容認するということは私はできません。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 何か意図的なものがあったんではないかといったようなお話でしたが、まさしく今、課長が申し上げたとおり、一切ございません。6本の予算は全てあがってきて、最終決裁するわけですが、全て緊急だと私は判断したわけです。ただ、皆さんと議論を交わしたのは、1点のレイクビューに関しましては議論はあったと。あとはそれだけ、なぜ庁舎だけは皆さんが一致して、あの、ものだから、これは別個に扱えというようなことだった。我々はあの6本が全てあの時点で緊急に提案すべき案件だから上げたんであって、それをしっかり議場の場で議論していただくものと、勿論、委員会の中でも事前に説明は差し上げてるわけですし、そしてそのうえで上げられた、提案された予算をこの場で一つ一つ吟味されれば良いわけであって、そのうえで、なんともこれは納得いかないんだということであれば、先ほど課長が言ったような道もあったということ。それは、そんなことは我々、提案する過程は出してませんから、全てのものは認めていただきたいということで、レイクビューに関してはこれは皆さんと意見が合いませんでしたが、これは必要だということで考えて提案させていただいたということでございます。某雑誌にもですね、そのようなこと書かれており

ました。そして、目黒町長、結構、策略に長けていると。私思いますけど、私ね、もう少し、策略に長けてれば良かったと思っているんです。今。はっきり言って。策略がないから、いろんな面で苦勞しているということでございまして、今、議員がおっしゃったようなそういうことは一切ありません。純粹に提案して、純粹に議論していただければ良いわけであって、今振り返れば、あの時、あの議案1件だけ喧々諤々議論があって、あとは議論されなかったじゃないですか。そういうことのほうがいかなものだったのなかというふうに私は思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ごめんなさい。先ほどの質問の中、ちょっと失礼な言葉があったことはお詫びして撤回させていただきたいと思います。

ただ、それであれば、ということになりますが、やはりこの文言ですけれども、例えばですね、この6件一緒だったということ、ここにやはり盛り込まれるべきではなかったかなと。補正予算案（その他5件を含む）とかですね、この文言自体は、勿論これは間違っていないですけれども、実際、否決されたわけですし、間違いではないんですが、ちょっと不適切だったかなと。これ、事実を十分伝えた内容になっていたかどうか。町民がこれを読んだらどう思われるか。やはりそこまでやはり考えられて、この庁舎建設だよりを発行されるべきではなかったかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） この件に関しましては、先ほど申し上げたとおりです。タイトルが庁舎建設だよりですから。ですから、その後また、皆さん方も議会だより出されるわけですから、どういう審議をされたのか、その中でまたあの、公表もされるでしょうし、そんなにあれを、ほかの5議案を、五つの予算を外したこと自体が、それも特段の、特段のなんていいますか、意味があるという、本当、意味なんかないんです。庁舎建設だよりだから。そのところだけ、やはり昨日も申し上げましたが、もう仮移転するんだなということをしてしまうと、私申し上げましたから、した以上はなんでやらないんだとなることもまた、やらなければ出てくるわけです。町民の方々から。ですから、こういう事情でありますということに記載させてもらったということです。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） それではですね、この役場庁舎建設だより読みますと、やはりその移

転に向けて前向きに当局、それから町長は準備をされてきているということを伺うことができます。それに対して今回、予算が否決されたということになってますので、これ、町長、いかがでしょう。これ再議されてはいかがでしょう。僕もちょっと、今回、勉強しまして、この議員必携をちゃんと読んでまいりました。勿論、前から読んではいらるんですけども、その中で、議会の議決が長の意思、政策に反する場合に異議を述べて再議に付する制度というのがあるそうです。これ、是非、再議されてはどうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今の段階では経過が今のとおりであります。今、私にとっては、その課題は、やっぱり緊急移転というか、庁舎問題に対しては、安全安心の観点からすれば課題が残っているわけですから、検討しなきゃいけないと思いますけれども、我々にとっては予算を提案し、それをご審議いただいて、否決されればその議案はなくなるということであります。どうするか、もうしばらく考えさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 町長、これ、もし再議されれば、僕はもう、すぐ起立して、賛成したいと思います。たぶん、ほかの議員皆さん、そう考えていると思います。これは何を躊躇される必要があるんでしょうか。しかも緊急性です。是非、再議されてはどうでしょうか。この9月会議に間に合うかどうかわかりませんが、9月でなくても10月でも。やはりこの庁舎建設だよりからは、その暫定移転を進めたい町、町長と当局の強い意思を感じております。ですからこれ、是非、再議されてはいかがでしょう。昨日、ちょっと僕はショックだったんですけども、町長が3期目立たれないというお話でしたので、それ、ちょっとショックでした。ですが、まだ任期は町長残されています。町長の責任として、これを最後の仕上げとして、この暫定移転予算化を確定させる、そういうつもりで再議されてはいかがでしょう。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 目黒議員、自ら今回、初めての新人議員として、いろいろと予算審議や提案された予算を、提案された議案を、どう審議し、どう判断していくか。若干慣れてない面もあったということは、それはもう、そういったこともあるでしょう。ですが、今、緊急案件だから、ここだけ取りとって、また審議したらどうだということではありますが、でもほかにもたくさん、11人の方もおられる、先輩議員だって。やはりあそこに一括して全て

否決されたという事実はあります。ここのところですね。否決したものを、されたものを、もう一回、町長、どうすんだと。これはなかなか、お答えしづらい。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） お答えしづらいという回答でした。本当にそう思うところもあります。ただやはり、あの、先ほども言いましたように、65号の議案の中身。これ言ってみれば、庁舎に関する予算がだめだと誰も言っていないところだと思い、繰り返しになってしまっていますが、これはちょっと、勇気を持ってですね、是非提案していただきたいと思います。

それから後は、この件、ちょっと一旦離れまして、昨日もすごい話題にのぼってました。

1億数千万円にのぼる委託料の損失について、もう一度お考えを伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 委託料の損失をもう一度考えてもらいたいということはどういうことですか。

それからあの、もう一つね、今回、否決したその庁舎の仮移転のことを、是非考えてもらいたい。目黒議員はそうおっしゃってる。その気持ち。よくわかります。でもあるとしても、今、あなたと二人でこうしてやっているわけですから、この議決したその議案というものを、取扱いとして、議会として、実際、どう、皆さん方が締めくくっているのか。今回の審議にあたり。8月1日の。そういったことがあるからお答えしづらいと私は申し上げているんです。あなたと二人だけの、心情、よくわかります。ここではなかなか。

もう一つあの、委託料の問題はちょっと、どういうことか、ちょっと私、理解できないんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） わかりました。

それでは二つ目の質問のほうに移ります。この2期8年の中で、町長、町の観光政策としていろいろ取り組んでこられました。それは、やはりそれなりに成果のあったものだと感じています。実際、町を歩いてましても、観光協会ですね、レンタサイクル乗っていらっしゃるお客様。それから、只見線にわざわざ乗ってこられるお客様。18切符ご利用された方ですね。それからマトンケバブカフェのほうにも週末になると、只見線に乗ってこられたお客様というのがいらっしゃるようになりました。そういったところはひとつの成果であったのかなと思っています。それから今月、先月からですね、福島テレビの番組で、自転車でG

○という取材が只見を重点的に放送されておりまして、それもまたひとつではないかなと思っています。それから明日の朝10時ですけれども、KFBのドミそらという番組では田子倉ダムと味付けマトンが紹介されるということもされております。すごく、そういった意味では、お客様、観光客が今只見に向かっているところなのではないかと、ちょっとずつ感じるようにはなってきています。それで、そこをとらえて、今回、宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業。これは非常にこう、良い、タイムリーな予算かなと思っておりますが、町長にお伺いします。この事業ですけれども、今後、何件までお店が創業され、達成するならば、町の交流人口が拡大して、にぎわいが生まれると思われているのか、そのスケール感がちょっとわからないかなと思っています。この件、ちょっとお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 町長にお尋ねでございますが、担当の私のほうから、若干、お答えをさせていただきたいと思っております。今ほどの宿泊・飲食事業者の持続化創業支援事業でございますが、これはあの、冒頭、町長がお答えしたとおり、民間活力を今、今でなければ、この時期に、特効薬的に注力をして民間活力を向上させるんだということで、昨年からはまった事業であります。今年も7件の申請を受けて、決定をしております。まだこの後も予定はして、申請の予定がございます。そのためにこの後の一般会計の補正予算でも追加をお願いしております。そういった中であの、この事業、宿泊・飲食、これまでの若干の成果というか、実績を報告をさせていただきたいというふうに思いますが、まず27年度においては、なかなかスタートが、初年度でもありましたので、スタートして、それから情報が行き渡るまで、若干、時間がかかったというようなこともありまして、繰越もあって今年度まで延びた経過もありますが、5件の実績を27年度はもっております。内訳としましては、宿泊が4件と、それから飲食が1件という内容になってございます。また今年度は今ほど申し上げました7件ということで、トータル、合わせれば、全てで14件ですか、になるわけです。すみません。12件ですね。12件になるわけです。これもあの、当初、毎年度当初予算で2,500万の予算をお願いしておりますので、この事業のマックスの予算額が補助金として500万ということがございますので、単年度、5件を想定をしております。ですので3年間で15件ということをご想定をしております。ただこれがあの、本当の意味で、町の観光の賑わい創出につながるかどうか。それは今後の事業の実施状況を見て、その結果によって、新たにその検討を加えていく必要があるのかなというふうに考えており

ます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

これは非常にあの、成果を期待したい取り組みだと思いますので、また今後も引き続き、よろしく願いいたします。

それから経済面ですけれども、やはりその製造業、非常に大規模な企業がですね、誘致される。それからまた増設工事をされたということは、すごく良いこと、良いことだと言いますか、可能性を感じる場所です。そうなりますと、事業の拡大に伴って、今度は伴って人員不足もおそらく懸念されてくるんじゃないかなと思っています。僕も小さいながら、工場を経営しておりますので、その中でやはり直面するのは、実際、求人を出しても応募がないということ。これは本当にあの、切実に困ってます。ハローワークに行ってみても、只見町からはまず求職者がいないという話も伺っています。やはりここがミスマッチとなっていると思うんですが、昨日、鈴木好行議員の一般質問の中、U・Iターンの促進政策について、この中で雇用環境と住環境の整備が何よりも最優先だと、取り組まなければいけないということで回答がありました。ただ、そういった意味で言ったらばですね、雇用環境はある程度、整備されつつあるのかなと。整備といいますか、事情が追い付いてきているということだと、その事業の拡大と共にですね、どうしても人は必要になってくると思いますから、雇用環境のほうは、なんとかなってるんじゃないかなと思うんですが、どうしてもそのU・Iターンの受入の部分がちょっと消極的に感じられておりますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） U・Iターン補助支援でございますが、これもあの、昨日の一般質問で鈴木議員さんからご質問いただいたとおりでございます。今回の総合戦略の中で、その雇用の安定、それから人口増対策ということで、このU・Iターンの対策の支援制度が発足したわけでありまして。その一つの一助になればというようなことで、今回、Uターン・Iターンの方に対しては町が御一方あたり10万円の支援をしましょう。また、その受け皿になっていただいた雇用主の方には20万から30万の支援をしましょうといったことで、求人それから求職者、双方にメリットのある取り組みをとということでスタートいたしました。課題としての、昨日の答弁の中でもありました雇用環境。それから住宅環境の中で、特に雇用環境につきましては、目黒議員おっしゃったような、今、雇用を求めても応募される方が

少ないという状況にもあるということも承知はしてございます。しかし、やはりあの、これは、一つには、やはり、その只見町のその雇用状況、雇用環境が本当に自分に適しているのかという課題もあるかなというふうに考えております。ですので、やはりあの、そういった方々のニーズを、雇用主であったり、町が把握したうえで、やはりどういった改善に努めるかということもひとつ検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 検討されているということでしたので、この話題はまた引き続き、いつか質問したいなと思っております。

終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、質問があったことに対しての雇用環境なり、住環境なり、繋げながら、いろいろとあの、人を求めても集まらないといった問題もわかっております。そういった中で昨日も総合政策課長のほうからもあったような、三条市との繋がりがですね、今後、ちょっと、今日・明日というわけにはいきませんが、人材育成といった三条市が企画する専門学校なり、そういったことの連携の中で、やっぱりこの只見町もものづくりの町とのできてくる、そういった教育機関と、やはり高校生の卒業生なり、または短大なり専門学校出た方、さらなるまたスキルアップできるような、こういう連携を通しながらの、只見に必要とする人材育成等々はやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

もう一つですが、昨日も若干、あの、申し上げさせていただきましたが、例えばですね、今の宿泊関係、宿泊・飲食関係の、こういったあの事業、大きな予算を組んでやってます。こういう支援とこういう対応は町ではできます。できますけれども、真に町外の人が只見町へ行ってみよう、泊まってみようといたした時には、やはりこういう事業を利用して、ひとつの旅館や民宿を改修される。もしくは飲食店を起業される。そして、そのやはりそういった流れの中でですね、どういうふうに只見町はこれからのインバウンドを迎える時代にあって、どういう只見町のホスピタリティ、もてなしをするか。もしくは食というものをどういうふうにしていくとか、そういったのはやはりその事業者間の中でですね、しっかりやはり検討していただいて、魅力アップ、只見らしさ、只見の魅力というものをしっかりそれを考えるのはやっぱりその事業者だろうと私は思うんです。ですから、ユネスコエコパークになってからの只見の魅力やメリットは何かあったかと言われても、なかなか難しいということも、

説明も難しいし、また実感もしてないというお話もあるわけですが、やっぱり只見らしさ、只見ブランドというものは、これから只見町が必要なのは、今言ったようなその同業者間における、こういった宿泊関係だったら民宿旅館組合とか、そういった中できちんと議論をして、どういう受け皿やおもてなしというものを、まず、それぞれ独自の魅力と味は出す工夫をしながらも、只見町の旅館や民宿というのはこういうところなんだということをやったりアピールできるものは、皆さん、こういった関係者の中で議論していただきたいし、併せて異業種間との連携が大事だろうなど。これも昨日申し上げましたけれども、商工婦人部とこれからまた農業の関係の婦人部の方々が連携していくような人的繋がりを通して、おそらく農業や、観光や、製造業、そして加工・販売する人達との新たな視点からの繋がりが出てくるでしょうし、例えば只見町は、只見町はそば打ちの名人がたくさんいます。でもほかの地域のように、只見そばという言葉はなかなか出てきません。こういったところもやはり、名人がいるんだけどなかなか、そういった只見そばというブランドとしてのPRができない。それから、只見で食べるラーメンは、どこへ行っても私おいしいと思って食べてます。ラーメンを。本当に只見のラーメンおいしいです。個性あります。それぞれ。でもおいしい。だから、やっぱりこれで、じゃあ只見のラーメンで、形になっていくような工夫や、連携や、PRのあり方等々、行政ができるものと、そこの業者に関わっている人達がやるべきものというものがうまく噛み合っていたら、尚良いのかなというふうに思います。こういうふうに、只見町としてのブランドのその、南郷、トマト有名なんだけれども、これもブランド、南郷トマトということになってしまってますし、ですからその只見のブランドをつくるために、業種間同士の連携とPRの仕方と、また異業種間がどういうふうに結びついていく。この人的ネットワークが形成されて、その中で持ち上がってきたものの課題の整理や、取り組まれようとするに対して行政が何ができるかといった形での新たな政策提案なり、我々もそれに応じていくといったような関係が生まれてくるのが、ものすごく必要なんではないのかなというふうに私は常々感じております。みんなあの、素晴らしい能力や技術や人柄を持ちながらも、わりあいと自己完結型で、個人も組合も団体も結構、自己完結型の中で、その世界の中でまわっていて、特に只見町は広いわけです。明和・朝日・只見と地域的にも特色がありますけれども、そういったものがそれぞれの独自性と同時にそこがうまく繋がっていく連携。今たぶん、これから考えているまちづくり会社といったようなものが、そういったところに、はたしてきちんとした役割と繋がり役、コーディネイトができるかどうか。

そういう機能を持ったものがやはりまちづくり会社には望まれているだろうし、そういった機能を十分発揮できるような形の中で今後考えられていくというふうに私は期待しておりますけれども、それぞれ皆さん方も一生懸命商売をされてるわけですから、そここのところをうまくみんなして考えていっての連携をつくりあげていただければ、尚一層、只見の魅力が膨らんでいくのではないのかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒君。

○8番（目黒道人君） すみません。終わると言ったんですけれども、せっかく答弁いただいたんで、なんか、すみません。なんか、ちょっと聞いてますと、やはりちょっと一言申し上げたくになります。これだけですね、町のことを考えられて、それから夢も語られる町長なのに、この3期目挑戦されないというのは本当に残念なことだなと思っています。ごめんなさい、ちょっと言葉失礼になるかもしれませんが、町長、やはりあの、たしかに上手にできる人ではないのかなと、やっぱり印象として思っていました。それはもう、本当に、町政運営見ている中でも、いろいろ皆さんからご意見などもあると思いますけれども、ただ、やはり人間的に見てですね、僕は町長、尊敬しておりますし、この間、沼沢の湖水まつりですね、各周辺町村の町長・村長さん、来賓で呼ばれていくんですけれども、そこに奥さんを伴って行かれたという、ちょっと僕、現場にいなかったんで、聞いた話で恐縮ですが、なかなかそういった人間性のある首長という方はですね、なかなかいらっしやらないのかなと思っています。そういった中で3期目挑戦されないというのはちょっと本当に残念です。町長、それは本当なんでしょうか。

○町長（目黒吉久君） そう言っていただけると冥利に尽きます。でも、昨日も申し上げたとおりでございます。

○8番（目黒道人君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、8番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開会は1時にしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（増田 功君） それでは、議案第66号の説明をいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表に次のように加えるものです。只見町立小学校の在り方検討懇談会委員、日額5,700円。只見町放課後児童対策事業運営委員、日額5,700円。この二つを加えるものでございます。只見町立小学校の在り方検討懇談会委員につきましては、平成27年10月策定の只見町人口ビジョン、さらには平成28年3月策定の第七次只見町振興計画。こちらのほうで、特に振興計画のほうでは小学校の在り方について検討しなければならない時期となっているという文言がございます。それに伴うものでございます。設置の目的といたしましては、町立小学校の在り方について意見を交換し、課題を整理するものであります。スケジュールでございますが、平成29年の8月を目途にまとめる予定でございます。委員につきましては小学校長、中学校長はじめ、町長が認める者12名以内での設置を考えております。続きまして、只見町放課後児童対策事業運営委員でございますが、こちらのほうは現在、放課後こども教室、子育てひろば、二つの事業を行っております。教育委員会で行っておりますが、そちらのほうの運営について検討・協議する委員の報酬を定めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第67号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第67号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第3号）を説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,323万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,130万9,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。第2表によります。

それで、ページめくっていただきまして、5ページをご覧くださいと思います。第2表 地方債補正でございます。公共事業等と臨時財政対策債につきまして、変更前のそれぞれの限度額を変更後の限度額にそれぞれ改めるものでございます。それ以外につきましては

変更はございません。

そして、またページをめくっていただきまして、8ページ、歳入でございます。これ、町税でございますが、個人町民税の増額補正830万ほどでございます。それから地方特例交付金は減収補てん分でございます。地方交付税の中で普通交付税が確定いたしましたので4億6,454万6,000円増額するものでございます。9ページにつきましては国庫支出金でございますが、それぞれ説明欄にございますマイナンバー関係の補助金等による補正でございます。県補助金につきましても健康増進事業等のものでございます。県委託金も説明欄のとおりでございます。10ページ、財産収入でございます。財産売払収入1,228万8,000円の増額でございますが、説明といたしましては山林等の売払い収入でございますが、内訳は只見振興センター建築用のラミナー分が940万。それ以外に旧官公造林の間伐材。これ梁取地区。それから森林整備センターの分。それから公社造林の分が若干ございまして、トータル1,228万8,000円の増額補正となっております。基金繰入金は財政調整基金、減債基金の、合わせて2億8,000万円の基金繰入を減額するものでございます。雑入の中の町有建物等損害保険金につきましては、坂田生活改善センターの雪害分でございます。町債は先ほどの第2表によるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、各担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 歳出であります。

11ページ、議会費のご説明を申し上げます。今般、委託料をお願いをしております。これあの、議会中継用パソコンの保守点検の委託料であります。本年の9月26日をもちまして今現在の保守契約終了します。翌日から年度内までの、いっぱい保守委託料をお願いをしております。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、総合政策費でございますが、200万円の増額でございますが、これはJR只見線全線再開通事業の補助金200万円の増額をお願いするもので、一団体あたり最高10万円まで助成するものでございます。当初予算で300万円いただいたところでございますが、今後の執行を見込みまして200万円の増額をお願いいたします。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、情報システム管理費であります。委託料、総額616万8,000円お願いをしております。これにつきましては大きく二つであります。社

会保障税番号制度システム整備委託料193万4,000円。これ、マイナンバーに係る委託料であります。マイナンバー、既に始まりましたが、今後、このマイナンバーを活用して様々な情報、連携をするということで、その総合運用テストというものをしなければいけないということになっております。今般、国から整備内容の指針の詳細、これが示されましたので、それによる差額分、今般お願いをするものであります。続きまして、その下の情報セキュリティ強化対策事業であります。これあの、今年の3月会議におきまして補正予算お願いをしまして、未発注で繰越をしてございます。その分につきましては本年に入りまして進めているところでありますが、今般お願いをしますのは、それに合わせまして県が整備をしておりますセキュリティの強化がございまして。ここに町と県が接続をすると、町の情報は県のシステムを通過して発信をするということの繋がりを持たなければいけないということで、その分、自治体情報セキュリティクラウドということですが、その接続のための費用ということで、今般、県から示されたものがございますのでお願いをするというものであります。よろしく願いいたします。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 11目、只見振興センター費です。使用料及び賃借料としてプレハブ2棟分返却により不用になったため60万4,000円の減額をお願いいたします。

○明和振興センター長（横田雅則君） 13明和振興センター費です。こちらの修繕費をお願いしております。旧支所の配電盤の修繕になります。

○保健福祉課長（馬場一義君） 続きまして、12ページになります。民生費に入りまして、社会福祉総務費。まず需用費、消耗品であります。こちらは公用車のスタッドレスタイヤにつきまして増額をします。これにつきましてはその二つ下、備品購入費で車両購入。こちらからの予算の組み替えをして一括購入をします、そういう内容でございまして。役務費、それから備品購入費につきましては実績での不用残でございまして。それから償還金。臨時福祉給付金給付事業補助金返還金であります。これは国補助金の過年度精算分ということでありまして。公課費につきましても実績に基づく不用残であります。繰出金、国民健康保険事業特別会計への繰出金、出産一時金分ということで、これは二人分という金額であります。

それから障がい者福祉費。償還金、三つほどございまして、全て国補助の過年度精算に伴う返還金となっております。

それから介護保険費。介護保険事業特別会計繰出金3万3,000円ということで、介護

認定審査会の負担金分の確定に伴う増額であります。

続きまして、13ページにまいりまして児童福祉総務費、償還金であります。こちらも過年度の精算に伴う7,000円の増額であります。

続いて、衛生費にまいりまして、保健衛生総務費、負担金。こちらは広域圏においての確定によりまして減額をするものであります。償還金につきましては過年度分の精算により増額を行うものとなっております。

予防費であります。旅費、需用費。こちらは今年度から新たに始まった県の補助事業で、虫歯予防のためのフッ素洗口事業。この事業実施に伴う一般旅費。それからボトル等の消耗品。薬剤代の増額補正でございます。14ページにまいりまして委託料。こちらはB型肝炎ワクチンの予防接種。10月1日施行で法定接種になるということで増額でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 14ページ、続きまして、環境衛生費です。工事請負費。浄化槽の配水管敷設工事。これ新たに浄化槽を設置しますので、その配水管分の延長でございます。次、補助金につきましては浄化槽の設置。これ、国県分の補助も決まりまして、あと設置者の条件も整いましたので、1基増設ということでお願いしたいというふうに考えております。

○保健福祉課長（馬場一義君） 次に、保健事業費でございますが、委託料、各種検診の委託料。こちらは実績に基づく補正であります。備品購入費。保健指導者の不用残の減額であります。

保健センター費。まず需用費につきましては車いす用の浴槽器の消耗品の購入でございます。それから委託料。施設清掃委託料ということで、高齢者居住棟の清掃を委託をしたいという内容でございます。

○農林振興課長（星 一君） 15ページにまいりまして農林水産業費であります。6目の農地費。こちら財源内訳の補正であります。歳入にございましたとおり、当初は農業基盤整備促進事業での実施を予定をしておりましたけれども、不採択ということで代替事業を模索をしましたところ、農地耕作条件改善事業と、ソフト付のハード整備ができる事業がありましたものですから、今回、財源の内訳を補正して事業を実施しようというものであります。事業箇所については塩ノ岐地区の辰目沢を添架して用水を確保するというような事業でございます。

林業総務費でございますが、こちら、交付金、分収交付金ということであります。こち

らも歳入にございましたとおり、福島緑の森づくり公社の搬出間伐材の収益分収金が町に入りまして、その金額について全額を黒谷区へ分収交付金として交付するものでございます。17万3,000円でございます。

○観光商工課長（渡部公三君）　続きます、商工費、観光費でございますが、補正内容であります。役務費、広告料として108万円をお願いしてございます。この広告料であります。新潟テレビ21が番組制作をします河井継之助を主題としました番組です。戊辰戦争150周年間近に控えております。その記念事業の一環として、今回、司馬遼太郎の峠という歴史小説、その峠の舞台となっている新潟県、それから福島県の只見町に至る、各自治体を、各地をまわっての番組をつくと。総合司会に林修先生をと。さらにその番組を作るにあたっては、その後、海外向けへのコンテンツですとか、DVD付のブックレットも制作するといったところに町のほうで広告料として協賛をするものでございます。それから19の負担金、補助金であります。補助金として宿泊飲食事業持続化創業支援事業に1,175万をお願いしてございます。当初予算2,500万お願いしておりましたが、これまで7件の申請実績がございます。今後、2・3件の相談が寄せられておりますので、ならばこの機会にこの事業を展開していきたいということでお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○環境整備課長（酒井恵治君）　続きます、16ページです。16ページ、土木費、道路維持費につきましては、修繕料、委託料とも除雪に関わるものでございます。修繕料につきましては除雪機械の年間の修繕費を9月で確保をするということで増額をお願いしております。委託費につきましては町道除雪の委託料ということで、増額をお願いして年間の除雪費の確保ということでございます。

次、河川費につきましては、河川維持補修工事につきましては、23年以来、何度かの増水がありまして、河川堤防。これは土羽堤防でございますが、これにつきましては、決壊、荒れておりまして、廃農地の民間の農地も荒れておりますので、築堤ということで、これ、長浜沢でございます。お願いしたいと思っております。

次、住宅管理費につきましては、支障木につきましては、住宅用地と民間畑の境界に立っております、住宅用地でございますが、その日陰地、そして根が張りこむということで撤去をしたいというふうに考えております。使用料につきましては民間賃貸住宅の増額をお願いしております。工事請負費につきましては住宅の退去時の修繕をお願いしております。

よろしく申し上げます。

○教育次長（増田 功君） 17ページ、教育総務費でございます。2目、事務局費、報酬、旅費につきましては、町立小学校の在り方検討懇談会委員設置に伴うものでございます。役員費、使用料及び賃借料につきましては、公営塾用の公用車のリース料、それに伴う任意保険料でございます。負担金、補助金、交付金につきましては記載の県立西郷養護学校協力金、1名増に伴う増額になっております。

5目、奥会津学習センター費、需用費でございますが、消耗品につきましては厨房の食器類等でございます。こちらのほうは新築に伴うものでございます。備品購入費につきましては奥会津学習センターの増築に伴うものでございまして、机、ベッド。そして電気器具、洗濯機、調理用備品等で1,400万となっております。

下段にまいりまして社会教育費、2目の文化財保護費でございますが、旅費につきましては八十里の、今、現地調査に伴うものでございます。その下の委託料につきましては、18ページに記載のとおり、アカミノアブラチャン、町指定のものに対する生育環境の改善ということでございます。16の原材料費でございますが、こちらのほう、古文書、だいぶありますが、そちらのほうの整理用の収納棚を作るための原材料費になっております。

続いて、中ほどにいきまして、保健体育費の給食センター費でございますが、こちらのほう、給食センターの調理器具、スチームコンベンションオーブンということで蒸したり焼いたりする機械でございますが、そちらのほうを経年劣化によりまして部品がなかなか調達できなくなるということで、調達できないということで、2台の更新をお願いしようということでございます。よろしく願いいたします。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 公債費でございますが、これは財源内訳の補正でございます。

以上、説明申し上げました予算を編成した後、予備費3,579万2,000円を増額し、7,604万1,000円となったところでございます。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、20ページであります。給与費明細書、特別職のものが付いておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 支出の説明の中で14ページ、環境衛生費の工事請負費。課長の説

明で浄化槽配水管敷設工事55万1,000円とittedだけで、結局、どこに敷設分なのかということをお聞きします。

同様に、16ページの下、土木費、住宅管理費の民間賃貸住宅借上料、増額で84万。これはどこでっていう部分。もうちょっと丁寧に説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 14ページは工事請負費、浄化槽の。これは布沢地区でございます。布沢地区、集落排水エリア外であります、そこで生活排水の改善を毎年行っていますが、ここあの、浄化槽入れても、その放流先がなかったものですから、近くまであの、隣の隣の家ぐらまで配水管は入っておりましたので、その近くに繋げて一緒に配水をしたということでございます。

それと16ページ、民間賃貸は桜が丘みらい。これの増設分でございます。丁寧に申し上げますと、浄化槽につきましては、一年に3基か4基くらいずつ国県の補助ということをお願いをしております、なかなかいっぺんに、浜通りの関係もありまして、いっぺんにつかないのが実情ですが、個人の資力部分もありますので、ここにつきましては年間計画ということで個人の方々にお願いをして、水環境の改善に努めておるところでございます。今回、当初から入れれば良かったのかなというふうに思いましたけども、その関係もありまして、そういう関係もありまして、今回の補正でお願いするということになりましたのでよろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） その浄化槽のほうはわかりました。それで16ページのその民間賃貸住宅。桜の丘みらいの分の、増設分とかなんとか言われたけど、この辺をちょっと、内容的に。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 増額分でございますが、今、8戸借りておりますが、1戸の増設分として7万かける12月ということをお願いしております。ここに入っておられる方は地域づくり協力隊、地域おこし協力隊の方が今入っておられます。その分でございます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 先ほど説明ありましたこの浄化槽の設置事業補助金なんですが、これはあの、集落排水エリア外ということなんですが、ひとつには今後どのくらい、こういったものがあるのかなということを知りたいと思います。

もう一つは、集落排水エリア外の、例えば事業所とか、そういったところへの補助は全然ないのか。今後も想定しないのか。結構あるわけですよ。おっきな会社とか、そんなところは自分でやられますが、小さなところは、やはり自力でやるには、かなり、補助も何もないんで、相当のお金がかかるんですよ。そうしたことを検討されているかどうか伺いたと思います。

それと、あとあの、これも2番議員が聞かれたことなんですが、桜が丘みらいの増設分ということなんですが、そうしますと、今まで借りてた、契約をしていたもの以外に追加で借りるというのがこの予算だというふうに理解していいんでしょうか。ということは、なんか、たしか、あれは、3万5,000円を使用者から町が徴収して7万円を桜の丘みらいのほうに払う、たしかシステムだったと思うんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

そして、あとあの、すみません。返ります。商工費の宿泊飲食事業持続化創業支援。これについて、私あの、担当の委員会でもありますので、随分と担当課長に、とにかく、今、これについて、いろんな、町内に、あまり聞きたく、私からすれば聞きたくない話も聞きます。是非あの、これが、町長が提案したように、町内のその飲食とか、そういった宿泊とか、純粋にそういうものにお金がわたるように、もし、そうでないものについては、例えば交付したとしても、返還命令を出すというくらいの、やはり私は厳しさが必要じゃないかなと。委員会でもお話ししましたが、私あの、湯ら里に勤務させてもらっていた頃に、フロントの皆さんに大型免許を取りなさいと。あとは大型特殊を取りなさいと。機械系なんかかかんとかっていう免許も取ってくださいと。除雪だとか、送迎だとか、そんなことを会社が経費を出してやりました。全額、会社の経費でやりました。その時ですね、5年間のうちにもし辞めたら、それに応じたパーセントは返してもらいますという念書まで付けて私は出した記憶があります。この宿泊飲食についても、先ほどらい、目黒道人議員も良い案だということで褒められました。これが良い案のままいくように私はおおいに期待しているんですが、その点について、課長、もう一回、答弁していただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君）　まず第1点の浄化槽の関係ですが、これ、年間3・4基ずつということで、今、波はありますけども、15・6基ということで、今残りということになってます。家はあるんですけども、やはりいろいろな関係で、今、15・6基ですので、それを5年間で完了させたいなというふうに思ってます。その中で、またあの、事情が変わりまして、いろいろやりたいという方がおられましたら、これは国県の補助も付いておりますので、その関係もありますが、認可をいただくように国県に働きかけまして、初期の目的を達せられるように進めてまいりたいというふうに考えております。

次、桜が丘につきましては、これ、27年の4月からやっておりますけども、最初8戸でした。今10戸ありますけども、8戸。そして、今回、1戸の契約をしたいということで、地域おこし協力隊、どうしても町の地域おこしに必要だということで1戸の増をお願いをしておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君）　観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君）　15ページの商工費の補助金についてのご質問でございますが、この宿泊飲食事業の持続化創業支援事業。2年目になります。これまで12件の実績がございます。今ほどあの、藤田議員さんがご心配をいただいた目的外での事業、そういった採択については実施しておりませんし、またこの事業は5年間は必ず毎年実績を出してください。5年間継続ない場合には返還規定もございます。また、この5年間云々でなくて、限らず、補助金の交付指令、命令には、指令書には、条件として目的外使用の場合は返還をすることという条件を、これあの、どんな事業でもありますが、そういった条件を付けての補助金交付になっておりますので、今後も引き続き、そういった適正な目的に沿った事業となるように進めてまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君）　環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君）　浄化槽のもう一つの関係で事業所の関係でございますが、これ、基本的にはあの、お住まいになっている住宅ということであります。店舗兼住宅につきましても、これは合致はしておりますが、純然たる事業所につきましては、ちょっと、この関係には合致がしないということでございます。

○議長（齋藤邦夫君）　3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君）　今、浄化槽のことについてお話ございました。事業者について、店舗兼住宅は合致すると。事業者専用については合致しないということなんですが、私あの、水

をきれいにするという考え方で浄化槽を設置して、そして只見地区なんかの場合は、あの工事の時に、店も、何もかも、休んでいる工場まで、そういう設備をされたというふうに見ておりますが、私はあの、この、過去のことをとやかく言うんでなくて、これから先、やはりあの、事業所であっても、やっぱり水をきれいにするという考え方については、これはぶれてないはずなんです。それについて、私はやはり、事業所であっても、あれ、おそらくね、100万以上は当然、かかりますね。そんなことを今後、新しい事業所的なものを立地する場合は、大変これが重荷になりますので、担当課長、是非あの、検討していただきたいなと思います。

それと、あとは飲食事業についてはその程度でお願いしたいというふうに思います。

あとあの、桜が丘みらいについて、こういう形で今回1戸やると。その次またそういう人が出たら1戸やるという考え方なのか。これで打ち止めなのか。やはりあの、こうしたものは、当然事業者との間で契約なんかも必要だと思うんですが、あと1戸あるわけですよ。たしか造っておいてもらったのが。ここについては、地域の人は薬局できんだとなんていう話を聞いて、薬局はいつまで経ったってできねえなというのが町民の具体的な話ですが、今後、あと1戸増やす予定があるのかどうか。それだけ伺っておきます。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず最初の浄化槽の企業の関係であります、国県補助以外でということであれば、企業立地関係の部署も関係します、そういうことも、原則、議員おっしゃられたその水環境につきましては、これは誰も異を唱えるものではありませんので、企業立地関係につきましても、そういう方面で、そういう考え方もあろうかなというふうに考えております。

次に、桜が丘につきましては、打ち止めかと言われますが、今、昨日の7番議員の質問でもありましたが、I・Uターンということで非常に大事だと。そしてI・Uターンだけでなく、その只見町に住んでおられる方の住環境につきましても非常に大事だと。それは両方大事だということで、どういうふうに進めているのかというのは、議員の質問ではありませんので控えたいというふうに思いますが、別の機会で話しますが、打ち止めかということではあります、町でどうしても、そういう人が来ていただきたいということであれば、最終的には首長の判断でとなりますけども、今の契約の中では桜の丘みらいは隣の和みの里の、遠くから来られる従業員の方については、一人は必ず置きたいなということをおっしゃって

おりますので、たぶん、たぶんですよ、たぶん、無理かなというふうには思っておりますが、これは完全に否定したものではありませんし、今後の推移の中で変わってくるかもしれませんが、今のところ担当課長としては、これまでかなというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

藤田力君。

○3番（藤田 力君） 浄化槽のことについて聞きました。そうしましたら、企業立地の面もあるということなんで、企業立地の担当課長に伺いますが、企業立地の面でそうした事業所とか、そういったところが浄化槽が設置が必要だといったような時は、そういう、なんていうか、今、決まりがあるのか。あるいはなければつくられるのか、教えていただきたいと思っています。

そして、17ページの教育委員会の公用車のリース料ということであっておりますが、なんか、私がこう、見ている中で、公用車が、リースもあり、あるいは購入もあり、一定規模以上走るのはリースが特だとか、いろんな担当課長の説明はございました。なんか、どんどん増えるというのが公用車の数じゃないのかなと。なんとなく増え続けているように思うんですが、教育委員会を指して聞いて悪いんですが、この教育委員会の公用車のリースっていうのは新しい車のリースじゃないかと思うんですが、その辺、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 先ほどの浄化槽の関係から誘致企業の支援のほうに質問がありましたので、現在のあの、町の支援制度でございますが、企業誘致のための立地促進条例を制定いたしまして、そこの中で様々な支援をしております。項目としましては、特に、固定資産税相当額の最大5年間の免除であるとか、不動産取得税。それから用地造成にかかる費用負担。それから除雪費の補助。そういったものを支援をしております。その中に浄化槽というのは特に含まれておりませんが、そういった現在のメニュー項目になってございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 公用車のリース料についてでございますが、こちらのほう、公営

塾の先生といますか、講師の方は地域おこし協力隊の事業を使って行います。そうしますと、地域おこし協力隊、総務省の事業でございまして、車の購入というのはいけませんけれども、リース料はその補助事業の中で認められるということで、その制度を利用して、今回、人員が増えるものですからお願いするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 17ページから18ページの社会教育費の中で、私だけ、ちょっと無知なのかもしれませんが、このアカミノアブラチャン生育環境改善委託料とあるんですけども、これ、どういう、これ植物だと思うんですけども、これ、委託料払ってまでの、どういう植物なのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） アカミノアブラチャンはですね、町の天然記念物になっておりまして、場所が唱の、唱山の上に神社があるんですけど、その中腹あたりに移設、元々、あれ、道路拡張で移設をして、場所をずらしたんですね。そうしましたところ、もう何年も経ったんですが、少し生育が良くないということで、この間、専門樹木医の方に診ていただいて、そうしましたところ、その下の環境、まわりの日当たりとかですね、そういうものを改善する必要があるということで、今回お願いしておりますこの改善委託料については土壌改良ということでのものがございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） わかりました。そのアカミノアブラチャンですか、これ、ちょっと、どういう植物かわからないかったものですから聞いてみました。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 先ほどの16ページの民間賃貸住宅。どうもあの、環境整備課長、喋りたくて喋らなかった分があって、気になっていたんですけども、この借上住宅方式で1棟建て、ここの桜の丘みらいで、町でこの方式で良かったなということで、前もここで発言、議論したこともあるんですけども、今後、こういう住宅が必要に応じてやっていくのかどうかっていう話もしたと思うんですけども、今、第七次振興計画の策定の中でも、いろいろの場面の議論の中で、若者定住政策の中で若者定住住宅が必要だという部分もあります。その部分で具体的にその、住宅整備という部分がなかなか見えては、私いないんですけども、おそらくその辺のところも含めて課長が説明したかったのかなと思うんで、是非、その辺の

説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 住宅政策につきましては、大変難しい面もございますけども、I・Uターン等の人に対する住宅。そして只見町に住み続けてもらえるための住宅ということで、住宅、目的は二つというか、いろいろあると思うんですけども、やはりその、ほかから入ってこられる方につきましては、例えば空き家を借りていただくとか、購入していただく方については改修費とか、いろいろなことも、補助制度もつくっておりますし、今、その、そうでなくても町民の方々につきましても、改修制度、そして二世帯・三世帯の制度というのがあります。若者定住住宅につきましては、今模索をしておりますが、実際のところは土地を探しておるところでございます。そして、今、既設の住宅につきましても、住環境の整備ということで、長寿命化改修というものも、今、昨年度から導入をするようになりました。そして住環境の整備ということで、そこにつきましても老朽化を新しくリニューアルするということで住環境の整備にも繋がっておるということでもありますので、新しく建てた方がいいのかというものと、空き家を活用したらいいのかという二本立てで考えてはおります。

〔「借上方式は考えていないの」と呼ぶ者あり〕

○環境整備課長（酒井恵治君） 借上方式は、そういう業者がおられれば考えております。最初の借上住宅の、今この案件の部分につきましても、やはりその、直営でやる場合、用地の買い上げから始まると。そして建築、そして維持管理ということになりますので、40年間のスパンで考えますと、やはり、その借上住宅のほうが有利だというふうにご説明はした覚えがあります。そうした場合、やはりその、この住宅につきましても、郡山の本社ですけども、そこに建てた場合と、ここに建てた場合の家賃につきましても、やはり若干はていあいをお願いをしておる部分がありますので、近傍の借上料金というふうにしていただければありがたいなというふうには思っております。今、議員おっしゃられたように、その紹介をしていただくというのは非常に良かったとは思っておりますけども、いろいろな条件とかもあるでしょうから、そこら辺も、そういう場面が出てきましたら詰めさせていただきたいなというふう考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 2点ほどお伺いいたします。

一つは8ページの地方交付税。確定されたということで、普通交付税が24億3,900

万円。これはあの、27年度決算額よりは1億円ぐらい多いのではないかなと思っておりますが、その増額の要因をお知らせください。

それが一つと、17ページ。これはですね、教育費の奥会津学習センター費の備品購入費。こちらの入札発注のこれからのお考え、考え方。ここについて二つお尋ねをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 交付税の関係ですが、8ページでは累計24億3,984万6,000円となっておりますけども、これは特別交付税の予算額含んでますから、純粋に普通交付税ですと23億5,454万6,000円となりまして、22年度と比較して、逆に2,263万2,000円の減となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 17ページの備品購入費、入札発注の考え方ということでございますが、こちらのほう、町の財務規則に沿って行いたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 備品発注に関し、その前に交付税はわかりました。備品発注に関しまして、町内業者の検討はどういうふうに今後お考えになるのか。その辺をお知らせください。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 入札参加願いの出ている業者ですね。を中心に、勿論あの、入札によるものということになると思いますけども、町内といいますか、身近なところが中心になるのかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 一つは、11ページのマイナンバーの関係ですけれども、9番の、款の9、情報システム管理費、社会保障税番号システム整備委託料。先ほど総合テストだというふうにおっしゃってましたけれども、それであの、このマイナンバーとの関連でですね、これ、総務委員会の中で5月9日までで、申請者数が380か90ぐらい。交付されたのが2百数十というこの差が出てるわけですけれども、これとの関係で、これは赤旗の日刊紙の記事なんですけれども、いわゆる町も負担金やカード発行手数料を支払っている地方公共団体情報システム企業。これがカード管理システムを開発した富士通など、5社ぐらいあるみたいですが、損害賠償を求める方針であるということが先月の29日にわかりましたという

記事になっていて、これは機構では、ここの理事長らの報酬の一部を返納する方針を発表すると。システムの中継サイバーを開発した富士通の事前テストが不足していたことなどが不具合の原因との見解を示して、システム不具合の解消に対するための人件費増加などを踏まえ損害賠償を求めることにしましたと。損害賠償は契約金額、約69億円限度に請求できると定めていると。このことによって、全国的には、私はマイナンバー制度そのものの反対ですけども、いう状況がね、あるということではありますが、こういうこと認識されたのか。それと同時にこの、先ほども言いましたように、申請と交付との差ですね。これが、この先ほどの新聞記事の中身で影響が出ているのかどうか。まずそれが1点であります。

それからもう一つは、同じところで、情報セキュリティ強化対策委託料。これは県と町とのサーバーを繋ぐということですが、これは2年後に行われる国民健康保険の広域化を進めるためのものも含んでいるのかどうか。

それとですね、14ページ、保健事業費のところ、この特定健診の委託料の減額ですが、これは昨年と比べて受診者数が減った結果なのか、どうなのか、その辺をお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 先ほど個人番号カードの申請と交付済の差でございますが、これにつきましては申請書を出されてから、2週間前後は必要となっております。向こうの機構のほうとしましても、申請あがったものを1件1件ではなくて、ある程度まとまった段階で処理されますので、日数については多少必要かと思えます。それから、それで受付のあった後、町のほうにそのカードがきましてから、その申請された個人の方へ葉書で通知を出しまして受領に来てもらうというような流れになってございますので、そういったことから申請と交付済の差については多少あるものでございます。あとそれから、こちらで葉書で通知を出してから、なかなか、都合で受領に来ていただけない場合もございますので、そういったものもこの差には含まれております。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） マイナンバー関連の、先ほど地方公共団体システム機構J-LISの損害賠償請求のお話をなさいました。そういった情報、報道等でお伺いはしております。今般のこの整備委託料。そういったものとは関係のないものでありまして、マイナンバー制度を運用するうえでの各利用項目ごとの運用のテストということでもあります。J-LISに関しては、実際としてどうかという段階には至っていないと思っておりますので、今後、もし何か

あれば、情報をつかんでいきたいなというふうに思います。

もう1点の情報セキュリティ強化対策関係であります。これにつきましては、27年6月の日本年金機構の個人情報の漏えいが発端だというふうに聞いております。こういったことが契機となりまして、日本全国の都道府県、そして全市町村で実施されるということになったものであります。これあの、町が行っておりますのは町内部の情報セキュリティの強化ということでありまして、これはあの、具体的には二要素認証、生体認証とか、あるいはカードキーとか、あるいはパスワードとか、そういったことで複数の認証要素、これを導入しまして、まず機械にアクセスする、機械を使う者のセキュリティを強化。あとはネットワークの分離等がございます。それは元々ですね、28年の3月でお願いをしております。繰越事業とさせていただいている内容であります。今般はその同様の内容で、県はそのセキュリティクラウドといたしまして、ほかとの接触の際の情報の漏えい等の安全化、この強化を図っております。県で窓口をつくるようなイメージです。福島県内59市町村ありますが、全部の市町村がその県の外部とのやりとりの窓口を通じて情報のやりとりをするということになります。今般はその部分の概要が県から示されましたので、その分についての予算をお願いするというものであります。お尋ねのあの国民健康保険の広域化を含めてのものかということに関してであります。これについてはあの、こういったものの中で、そういう情報扱うこともあろうかと思えますし、それをまったく否定するものではありませんが、それを前提としたものではないというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 続きまして、14ページの各種検診委託料でありますけども、減額になっておりますのは昨年度の実績に基づいて、多少余裕をみて、その受診者が増えても対応できるように予算をとっている。予算対比においては減額というようなことでこの減額になっております。ちなみに健診対象者についてはその人口減少に伴って減っているところではありますけども、特定健診の受診率というのは、只見町58.78パーセントということで若干上がってきております。3年前に比べて6パーセントほど上がってきておりまして、県内で高いほうから12番目といったようなこともありまして、保健師の啓もう活動が定着をしてきたのかなということで、対象者数自体は下がっているけれども、率は上がっているのではほぼ横ばいというのが実態でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸国夫君） 今の保健事業費の特定健診のことですけれども、
山岸国夫です。

○議長（齋藤邦夫君） すみません。国夫くん。

○11番（山岸国夫君） これは、国民健康保険の加入者の限定の受診率58.7パーセントというふうに理解していいのか。それとも、診療所では、いわゆる職員のみなさんとか、協会健保の方だとか、そういう働いている人達の受診、健康診断もされていると思うんですが、この、今話された中身というのは、国民健康保険に加入されてる人の受診率だというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 結論的にはそういうことでございます。ご存知のように各保険者において特定健診を実施しておりますので、町が所管をしておりますのは国保ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 18ページ、最後かな、公債費の科目の振替ですが、だいぶ大きな金額なんで、これ、特定財源のうち、その他の財源に充てられておった1億5,000万は、元々はどういう名称のものだったのか。それから、一般財源としておるこの1億5,000万というのは、元々、何が財源の基になったのか。そしてこの財源振替は何のためにやるのかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今ほどのご質問は、18ページの公債費の財源内訳補正に関するご質問でございますが、これにつきましては、歳入の10ページをご覧いただきたいと思います。ここにあの、繰入金ございます。当初、公債費でございますので、公債費に充てる財源として減債基金を繰入して償還しようということで当初予算を編成したと。今般、その1億5,000万の減債基金を戻すと、繰入しないという予算に改めるものでして、それを基金でなくて、その他というのは基金を含みますので、減債基金1億5,000万を繰入戻して、一般財源で対応するという予算編成にしたという意味でございます。

〔(聴き取り不能) …何のために… (聴き取り不能)〕と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） 何のためにと言われても、これ、公債費を、借金ありますから、それを返すために予算をあげて、その財源として減債基金を繰入して財源を作ったと。今回、予算編成して、特に多額なものは地方交付税、普通交付税でございますが、そういった財源、予算編成していく中で生み出されましたので、減債基金を繰入するのをやめて一般財源でという財政運営上の、そのほうが有利だというふうに考えて編成したわけでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 財政運営上ですから、それも一理あるんでしょうが、赤字財政、何だっけ、臨時財政交付金か。これは別にあの、このままにして一般財源から出さなくても、多少ルールはあるでしょうが、そのままにして、その1億5,000万というものについては具体的な政策に使ったほうが良いかなと思うわけですが、その辺は運用上の話ですから、ああしろ、こうしろというわけにいきませんので、なんですが、いわゆるこの、今の臨時財政調整交付金というものは、そのまましておいてもあまり影響ないかと。むしろその、起債を減らすということの効果があるような気がしますけれども、これ、あえてこうしないで、例えば先ほど11番さんの申し上げられました高齢化、高齢者のための、幸せに使っていくとか、少子高齢化に使っていくとかというふうに考えてしまうんですが。それともう一つあの、これとも関係あるんですけども、財政調整基金なんかも非常に増えておりますし、決算報告を見ると、預金が非常に多いわけですが、そういったことも鑑みまして、こういった操作をしないで、12月あたりにその、先ほどの11番議員がおっしゃったような施策を講じられたらどうですかということですが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 基金、ここで戻さないということになれば、その分は一般的な編成の考え方としては予備費にもっているということになりますが、予備費が今7,600万という予算をお願いしてありますが、このまま1億3,000万増えて金額が増えるだけでございます。目的別ですから、十分ご存知のように減債基金は公債費の償還のために充てる基金なんで、それ以外には充てられないということですし、あとは福祉のためであったら高齢者等福祉基金ございますので、高齢者等福祉基金を繰入して必要な事業に充てるという予算編成は考えられます。あと財政調整基金につきましても、これまたご存知のように大規模な事業であるとか、財政運営上どうしても繰り入れたほうが良いというものを繰り入れるも

ので、それぞれ基金の設置目的ありますので、具体的な事業が整った段階で基金を繰入して、その事業のご理解を議会のほうにお願いするというのが今までの進め方でございました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まさにあの、おっしゃったとおりで、そういった操作をしないで減債基金なり、何なり、その充てにしなくても基金返済能力は十分あるわけです。預金残高とか見れば。であるならば、これを予備費にまわしておいて、そこから12月に、先ほどおっしゃった高齢者福祉ないしは少子化のための財源として予備費から支出ができるということになるでしょう。それはいかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今回のこの18ページの1億5,000万はあくまでも減債基金ですから。公債費を償還するためにだけにしか使えません。ですからそれを福祉に使うというわけにはいきませんので、これはこれで一旦戻して、この後でもし福祉に必要な事業が出てきたら、その時には高齢者等福祉基金を別に繰入して財源に充てるという予算編成は編成上可能だというふうには思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 11ページの総合政策費の補助金なんですが、JR只見線の。説明では追加利用の見込ということでございます。私を感じる限り、各種団体、一生懸命利用なさっている。また、利用しようとしているところはすごい見受けられます。実際のところ、昨年あたりの同じ時期と比べて、その利用率はどのぐらい伸びているのか。減っているのか。横ばいなのか。その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） JR只見線の補助事業の関係ですが、27年度実績は人数が2,100名。ご利用いただいた方が。団体数とすると54団体になります。これが今年度、今段階ですが、9月の始めですけど、今段階ですと1,083名。団体数が30団体ということで、まだあの、期間、相当残ってますが、今はそのような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ということは、これから利用される、予約ではないですが、そういうことが、ほかで見込まれて、見込まれてもちょっと、昨年度よりは落ちるのかな、なんて思

うんですが、一生懸命、この補助金で利用してもらうことが大事だと思うんですけども、今のところ、実績では昨年よりもちょっと下回りそうだとこのところでしょうかね。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） これからあの、冬期間ありますので、冬期間は少し落ちるのかなという懸念はしてますけど、せっかくあの、こういった、JR只見線の全線再開通のための補助金の予算を認めていただいているわけですから、昨年度実績を踏まえながら、尚、利用向上に結び付くように努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） SNSなんかを見ますと、大変あの、宣伝が、大変きめ細かな宣伝といますか、そういったものは見させていただいてるんですけども、応援者もあれを見ると、相当いらっしゃるし、良い宣伝方法だなと僕は大変感心しているところですが、何故、利用者がもうちょっと、自分の、自分達の啓もう活動もちょっと足りないのかなというところは反省しますけども、尚一層、宣伝していただければと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 8ページ、歳入、2点ほど質問いたします。

1番目の町税。町税、伸びた数字は大変喜ばしいことでもありますけれども、伸びた要因を聞きたいのだが、私はこの法人町県民税も入っていない中で834万8,000円の伸びというのは15パーセントも伸びているわけなんですけど、これはあの、説明は財政担当課長でありましたけれども、予算編成の時のことをお聞きしたいんですけども、これはあの、当初、前年よりもこれくらい落ち込むだろうなというような考えで、決算額の、27年度の決算額の大体92パーセントぐらい計上をされたのかなというように思われる数字なんです。私はあの、決算書も見ましたけれども、そこでやはり補正というのは当初、3月から決まって、そして6月補正と9月と12月ありますけれども、6月は当初終わったばかりで出しにくいなど。9月は出せばそれなりの執行も、役に立つ金出してもらわなければならない。12月になれば、冬期間に入って事業もできないというようなことで、これ、9月にこれだけ出されたんだが、予算当初の、予算編成の時、私は負担金とか、補助金というの、補助は政策、負担金は予算編成指針で出せると思うんですけども、非常にこの町税の当初の見込っているのは難し

い部分があるだろうなというふうに思いますが、15パーセントの差があったというのは、法人除いて伸びているということは結構なんだけれども、その編成の時の考え方を担当課長にお聞きしたいなというふうに思います。

それから2点目であります。先ほど10番議員がお尋ねされましたけれども、地方交付税。これが合計では特交も入っているということで、2,200万昨年より減っているよという説明を聞いて私は質問したいんだけど、この普通交付税というのは、6月、9月、いや4月、6月、9月、11月というのは大体、総額の4分の1ずつ交付されると思うんで、説明の通り、今回は確定だよということではありますが、確定の中でこれだけ、4億6,400万以上も入ってきたわけですよ。増額になったんですよ。この交付税の増額に関連してお聞きしたいんだけど、今回の6月補正予算は件数も金額も少ないということを私は申し上げたいんだけど、その内容はやはり、第七次振興計画の当初に全部、28年度当初予算に組み入れられたかなという点を見てみました。しかしながら、やはり六次計画の残事業が多く入っておりますので、私は28年度分の振興計画の中の事業が予算を計上するには、今回、9月補正でなかったのではなかろうかなというふうに思うんですよ。それが今回、補正予算の件数の中に振興計画に載っている分、28年度分が、何と何とあるのかなということは当局にお聞きしてみたいなということを思って今質問するわけであります。

丁寧な説明でなくても結構ですから、担当課長、町税の方と、それから財政担当課長の総合政策課長にお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、ご質問の個人町民税の増額の理由でございますが、これにつきましては例年、当初の段階で前年度の数字を基本に算出させていただいております。どうしても自主財源でございますので過大には見積もりできないことから、例年、所得割で5パーセントの減、均等割分で2パーセントの減ということで算出させていただいて当初段階で計上させていただいておりますので、今回、800万ほどの増となった理由としましては所得の落ち込みが見込みよりも少なかったというような判断でございます。

それから、この9月会議のほうでの補正での対応についてでございますが、これにつきましては6月で確定するものですから、6月会議のほうには提案が間に合いませんので、その後ですと今回の9月ということで例年ご提案させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 普通交付税につきましては、例年、7月末にその額が確定いたします。そしてこれにつきましては、国の、国税の一定割合がくるわけでございますし、あとはあの基準財政需要額との見合いの中で計算がなされることはご存知のとおりでございます。あと予算編成上、県のほうからも特にご指導いただいておりますのが、予算割れしないよというところは再三言われております。予算、例えば20億見積もったのに、確定したら18億、19億だったということだけはないよということ、どうしても固く固くという予算編成になります。そういった部分と、あとは地方交付税はだいぶ前から、臨時財政対策債と併せて見てみないとわからないところもありますので、なかなか、その、固く見て、臨時財政対策債も見てということ、その辺は先ほど1番議員からもご質問ありましたが、その辺は基金繰入で全体の予算をまとめているのが実態でございます、その7月末に地方交付税が確定したことによって、その出し入れの関係で基金を結果として戻すというようなことで、もう従前からそのような予算編成をさせていただいているというところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 私、関連質問でお聞きしたかったのを申し上げましたけれども、私はあの、特交が入っていないということですが、やっぱり11月には普通交付税も特別交付税も含まれて11月に精算されたような形で歳入が見込めると思うんですよ。見込める額を、今、振興計画の中にあるのを、事業を入れて、補正にあげて事業を執行しろという言い方ではないけれども、今回の普通交付税の中だけで4億6,451万6,000円の金が交付されたわけですので、これらの財政的からみても、振興計画、28年度分に全部入れられなかった分、残りの分、何か緊急な、町民に対しても役に立つ事業を優先的に今回入れられなかったのかなということを知りたいだけであって、これが入っていないというのは、来年の中で、今度、8年度の残ったな、多く入れるようになると思うんで、一つでも二つでも、1,000万でも2億でも、振興計画の事業を導入して、今回、補正にあげていただければ良かったのかなというふうに、一目見て、6月補正は例年でなく、昨年度より件数も予算も少ないんですよ。でありますので、私はこの振興計画やるには、なんといっても議会の同意を得て、この振興計画ができていますので、優先的に補正にあげていただければなと、今後お願いしたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） おっしゃる趣旨はしっかりと受け止めさせていただきました。

今回あの、国のほうの、国税のほうの、所得税、酒税の場合、32パーセント、法人税の場合は34パーセントが交付基準になるわけですが、比較的、その法人税を中心に国の税収のほうの成績が良かったということも報道等でされております。ただこれがあの、一時的なものなのか。恒久的なものなのか。それは専門家の方々もご意見分かれているようですが、比較的そういったことがあったということは聞いております。あと事業につきましては現計予算のみだけではなくて、ここ何年か繰越予算多くなっていますが、繰越して予算は27年度ですが、繰越の議決をいただいて28年度、今年度やっているものもありますので、町全体で見た時はこの現計予算と併せて繰越予算の執行状況も併せて見てもらうようにしないと、町全体の動きはなかなかわからないのかなと思います。あと併せて普通交付税。先ほど10番議員からもありましたけども、これもあの、内訳あります。例えば消防関係でいくら、民生関係でいくらと。それが来年、また決算の時になれば、それごとに決算統計というやつをやりますから、それと比較した時に、その国のほうではいつもそこチェックしているんですが、国のほうで配った、この使途で使ってくれというお金が、ちゃんとその使途に沿って使われているのかどうかというのをチェックするのが決算統計ですから、やはりそれが大きく乖離があれば、目的どおりの使い方になっていないんじゃないかということは国は言ってきますし、やはりその辺のことは非常に、9番議員がおっしゃっていただいたことは大事なことであるというふうに思っておりますので、改めてそのことはしっかりと受け止めて、予算編成並びに執行に努めてまいり所存でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） 確認しますが、反対討論ですか。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） お願いします。

○11番（山岸国夫君） 一般会計補正予算について反対討論いたします。

賛成できるものもほとんどですけれども、総務費の情報システム管理費の社会保障税番号制度システム整備委託料については、この制度そのものに私は反対であり、廃止を求めている立場からこの予算には反対いたします。本来、個人に関する情報は本人以外にむやみに知られることのないようにすべきもので、プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権の一つであります。今、国はこのマイナンバーで大量の個人情報蓄積、税金や医療や年金、福祉、介護、労働保険、災害補償。そしてまた、これからも各省庁では戸籍事務や預金事務、預貯金の不安、健康情報、自動車登録。それから個人番号についても今年1月から国家公務員の身分証明書としてを皮切りに地方自治体の職員や民間企業の社員証、民間のポイントカードなど、健康保険証にも利用できるような計画がもたれています。これが一度、コントロール不能になって漏れれば、大変な国民的な甚大な被害が残されております。アメリカなどでもこういう情報が漏れ、多大な国民的な被害も出ている状況もありますし、取りやめた国もございます。そういう意味でもプライバシーの保護の角度。それからまた同時に、今回提案されているようにシステム改修をはじめ、様々な業務の増大も含め、町の費用負担も増大していくものであるということから、この提案に反対いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 賛成の立場から討論を申し上げます。

今、様々、今、提案されました一般会計補正予算につきましては、いろいろな質疑ございました。私も質疑をさせていただいておりますが、そういう中で今ご指摘がございました総務費のマイナンバー制度に関わる委託料等の予算でありますけれども、これ、そもそも、国が制度化している事業でございます。直接、市町村の事業ではないということもひとつあります。そして今回の予算につきましても、セキュリティ強化対策ということで予算計上もされておりますので、私は今、一般会計補正予算、内容、賛成を申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ありませんか。

ありませんか。

それではこれで討論を終わります。

これから議案第67号の平成28年度只見町一般会計補正予算（第3号）を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第68号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第68号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算の第2号につきまして説明させていただきます。

第1条としまして、歳入歳出の総額にそれぞれ398万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億7,731万9,000円とする内容でございます。

まず歳入でございますが、5ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが、まず国庫負担金。特定健診の負担金、実績による追加交付ということであります。それから特別調整交付金80万4,000円。直診会計施設整備分で増額でございます。それから退職者医療の交付金。現年、過年分。こちらは給付見込の増に伴う増額でございます。それから県の負担金。こちら先ほど国庫負担金と付随して増額となるというものでございます。6ページにまいりまして一般会計からの繰入金。一般会計でも説明させていただきましたが、出産育児一時金の2名分の繰入と。それから諸収入、一般被保険者返納金。こちらはレセプ

ト点検によります差額の返納でございます。

それから歳出、7ページでございます。退職者被保険者等医療費、負担金の150万円。給付見込の増でございます。同じく、その下、退職者の被保険者の高額療養費。こちらも給付見込の増によるというものでございます。それから出産育児一時金。歳入にもありましたが、支給予定者の増による増額でございます。8ページにまいりまして諸支出金の償還金。保険税還付金。こちらは被保険者の方の届出漏れによる過誤納還付でございます。償還金。償還金は算定実績によりますその差額。それぞれの科目に応じて返還を行うというものでございます。一般被保険者の還付加算金。こちらは見込みで算出をいたしました。9ページの予備費、減額をしまして予算調整をいたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第68号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第69号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第69号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ27万6,000円を減額をし、歳入歳出それぞれ4億4,841万6,000円とする内容でございます。

まずはじめに歳入でございますが、5ページの繰入金であります。一般会計繰入金、事業費分としまして事業実績に伴う分の減ということでございます。それから先ほどの国民健康保険事業のほうでも出てまいりましたが、その特会からの繰入金、調整交付金分で80万4,000円となっております。

歳出は6ページになっております。まず総務費の一般管理費、需用費、修繕料25万円でございますけども、これから冬期間を控えまして一般修繕料が不足の見込ということで増額をお願いしてございます。それから診療所費の医業費。医科医療用機械器具費。こちら財源の内訳の補正でありまして、先ほど説明をしました繰入金のこちらの関係。調整交付金と一般財源の入替分の差額ということで27万6,000円、一般財源が増えるといった形になってございます。これはあの、医療機器整備分の調整交付金でございます。予備費を減額をしまして予算を調整させていただきました。以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第69号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第70号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第70号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,300万1,000円とする内容でございます。

歳入につきましては5ページでございます。繰越金、前年度繰越金1,000円ということで、補正予算の第1号でありますので繰越金を計上いたしました。

それから歳出は6ページになっております。一般管理費の印刷製本費。納付書の不足が見込まれますことから印刷製本で増額を行いたいということでもあります。予備費を減額をして調整をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第70号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第71号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第71号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億7,693万1,000円とする内容でございます。

まず歳入であります。5ページからが歳入になっております。国庫支出金の国庫補助金。調整交付金以下、三つの目でございますけれども、こちらは直近データによります見込額の増減。歳出の増減に伴うものでございます。それから地域支援事業、現年度分交付金。こちらと同様でございます。県補助金。こちら先ほど国庫補助金の付随して補正を行うものであります。次の6ページにまいりまして、県補助金の総合事業以外の地域支援事業現年交付分。こちら先ほどの国庫補助と同様に付随して県の分の減額を行うものであります。それから一般会計からの繰入金。事務費の繰入金3万3,000円。こちらは介護認定審査会分の負担金。歳出のほうで出てまいります。過年度収入としまして介護保険給付費の精算交付。地域

支援事業の精算交付。それぞれ増減をさせていただきたいという内容であります。

7 ページからが歳出になります。まず認定審査会共同設置負担金。こちらは広域圏のほうでの金額の確定により増額を行うものであります。それから介護予防生活支援サービス事業費の二つの目でございますが、こちら財源の振替、組み換えになってございます。それから一般介護予防事業の補助金。地域づくりサロン事業補助金。当初、5 団体分見込んでおりましたが、2 団体ほど不足の見込がありますので、その分の増額をお願いするものでございます。8 ページにまいりまして、まず一番上が任意事業費。こちらは国県支出金と一般財源の組み替え、振替でございます。同様に審査支払手数料も財源振替でございます。諸支出金の償還金。償還金合計で35 万円。六つほどの項目ございますが、こちらは過年度分の精算返還金というふうになってございます。それから9 ページの予備費。増額で予算を調整をさせていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

11 番、山岸国夫君。

○11 番（山岸国夫君） 5 ページの歳入のところですが、この目の2 のところの地域支援事業交付金。介護予防・日常生活支援総合事業。この中身っていうのは、一昨年10 月からスタートした要支援1・2 の方をこの事業で対応するということの中身でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 国県の補助金と交付金の分ですよろしいですね。

介護予防でありますので、要介護以前の方ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） 11 番、山岸国夫君。

○11 番（山岸国夫君） 要介護以前ということは、介護保険法だと、以前は要支援1・2。それから要介護1 から5 というふうに判定基準あったわけですが、その要支援1・2 を去年の、一昨年かな、去年の10 月から、これは只見町もこの介護予防・日常生活支援総合事業ということで、平成29 年度までに全国の自治体がこれを作成して事業を実施するということになって、只見町の場合は福島県内でもいち早く実施して、全県でも2 番目に早い自治体だったと思うんですが、その関連のこれは国庫支出金というふうにみてよろしいんでしょうか。質問している意味わかりますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 要介護1・2。それから二次予防者といった方が対象でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、よろしいですか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 3問目になりますので、そうしますと、この現年分交付金でマイナスという中身はどういったことになるのか。いわゆる、4月から来年3月までが予算、今年度予算分ですよね。途中でこれ、マイナスになるという、この算定の仕方というのは、どんなふうになっているのかちょっと疑問なんで、そこを教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 当初予算段階では、あくまでも見込の数字で予算を立てまして、その後、確定をしてまいるということで、なかなかぴったりにはいかないというところがございますので、そういったずれを修正をさせていただくというものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第71号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第72号 平成28年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第72号 平成28年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ247万9,000円を追加をし、歳入歳出それぞれ2億6,347万9,000円とする内容でございます。

まず歳入でございますが、5ページが歳入になってございます。まず基金繰入金。介護老人保健施設運営基金からの繰入金、事業費分として216万7,000円。こちらは歳出のほうの状況による歳出見合いの増額でございます。それから諸収入、雑収入につきまして31万2,000円の増額をさせていただきたいという内容でございます。

歳出でございますが、6ページ。まず一般管理費。介護老人保健施設運営管理委託料216万7,000円増額。委託料の再算定によりまして、当初予算対比での事務費、人件費等、そういったものの補正をこちらのほうで行いたいというものであります。リハビリの業務委託料29万1,000円。理学療法士の方へリハビリの委託を実施したいということでありまして。予備費2万1,000円の増額で予算を調整させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 事務費のところ、歳出のところ、ページ6のところですが、これは介護老人保健施設運営委託。それからリハビリテーション業務委託。これも両方とも南会津会ということでよろしいのでしょうか。委託先は。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 施設の運営管理委託。こちらは社会福祉法人の南会津会。リハビリの業務委託。業務委託ということで理学療法士の資格をお持ちの方、個人に委託を行う内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） リハビリテーション業務委託料。これ、個人ということですが、何人になりますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 一人であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今の質問で、個人、一人の方ということの委託のようですが、これはあの、雇用とか、その、いわゆる職安法との関係で、一人の方に、個人の方に委託をすることが、そういった委託契約ってはいり得るんでしょうか。個人の方で、事業所に所属をされない方の雇用の形ですが、そういった方と、労務委託、リハビリテーション業務を委託するということが、職安法だとか、請負法だとかあるんですけども、そういったものに抵触していないかどうか確認したいわけです。今、即答できなければ後でも結構です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 過去にもこういった予算の計上もございましたので、そういったものに抵触をするものではないと思っておりますが、ご心配な部分があれば、何に抵触するおそれがあるのか、ご教授いただくと大変ありがたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） ご教授をいただいているのが私でありますから、ここはあの、確認のうえ、教えていただきたいと思います。委託という形はたしか、会社なり、法人なり、個人というものが想定されているのかわかりませんので教えていただきたいということになります。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 支障ないということで、こういった予算の補正をお願いしてございますので、ご心配な部分、もしかしてその、こちらのほうで確認をした以外に、何かご存知であれば教えていただきたいと、そういう内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） それは、保健福祉課長、それはあの、福祉課長のほうで後日、ちゃんと調べて、支障のないような予算執行をしてください。それでよろしいですか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私のあの、広い、幅の狭い知識の中では、人を雇用する際は、派遣をする、あるいは請負をする、雇用をすると、この三つだったかと思っております。これは何故かといいますと、個人が委託できないからだというふうに承知をしておりましたので、今の11番さんの質問で、個人委託ということが私わからなくなりましたので、これがわからなかったのご教授願いたいという趣旨であります。ご教授願いたいのはこっちでありますから、その辺を教えてくださいという趣旨ですので、お答えになるか・ならないかは別として、こちら側の質問の要旨はそういうことです。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 支障がないという判断で予算の補正をお願いしておりますが、尚、再確認はしたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 3問目になりますので、今の1番議員との関連で、ここはこぶし苑のことですね。そうだとすれば、ここはリハビリテーションの専門の資格を持った人、一人じゃなく、私は去年あたりは三人ぐらいいたと思ってるんですが。私の認識ですよ。間違っていれば間違っていると言っただけであればいいんですが。それで、その方達も含めてみんな、南会津会というふうに認識してたんですが、この全体の委託料は南会津会にあつて、そしてリハビリの人だけ個人での雇用形態と。個人といっても、これ、誰が給料払っているのか。払ってところが雇用主になるわけですから、先ほど1番議員の方と同じで、まるっきり個人に契約する。個人の事業主と町が契約しているというふうに、これは元々質せばなっちゃうと思うんですけど、個人であくまでもその、この介護施設でリハビリテーションの技能者として働いていて、この人も最初からもうすべて委託で町が、委託でもそこで働いてもらっているのか。そういう形態でなければ雇用主がいないと成り立たないというふうになるんですが、その辺の関連、よくわからないのでお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） リハビリ業務につきましては、これも町の苦肉の策といっちはなんですが、南会津会のほうでなかなか配置をしていただいただけのマンパワーが存在をしないという状況の中で、町職員、理学療法士1名と作業療法士2名、3名雇用し、保健業務の一環としてそういったリハビリ業務を行っておりますので、それについては町直営で行っている部分があるということで、こぶし苑のショートステイ、ロングステイ、デイサービス、

日帰り利用。そういったものとはまた別個に町直営でリハビリ業務を行う体制を布いていると、そういう実態でございます。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。この説明で。

〔発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） すみません。

暫時、休議します。

財政課長、総合政策課長、この財政法上、さすけねえかどうか、ちょっと確認してください。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時18分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

ただ今の件につきましては、総務課長のほうから若干説明してください。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） お待たせをいたしました。申し訳ありません。

個人への委託ということではありますが、これにつきましては、やはりあの、今現在、専門性がある人材を確保する、あるいは短期間だけの人材を確保するといったような場合には行われているというものであります。やはり、先ほどらい、山岸議員、そして酒井議員おっしゃるように、何があの、問題になるかということになりますと、委託者その雇用の中で保険に入らないとか、様々、そういったことが問題になる場合があるということでもありますので、そういったことで問題が生じないようになされれば、個人への委託契約は可能だというふうに考えてございますので、そういったこと、問題、あるいは抵触しないように取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第72号 平成28年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

上着を着用してください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後3時21分)